

多呂地区防災計画

《 第 1 版 》

自分の命を守るのは自分

命を守る力は「想像力」

防災

自助・共助が重要

多呂自主防災会

令和4年 11 月 30 日作成

はじめに

東日本大震災、その後に発生した熊本地震などの災害、また、近年常態化しつつある線状降水帯がもたらす豪雨による災害などは、自分たちの命は自分たちで守るという「自主防災」あるいはコミュニティに根差して取り組むという「地区防災」が不可欠であることを、改めて私たちに教えてくれています。そこで、多呂自治会では、災害時における自治会員の皆様の行動指針となるよう「多呂地区防災計画」を作成することにしました。これにより、平常時、災害時に皆様が自助・共助による冷静・迅速かつ適切な防災活動を行っていただければ幸いです。

なお、本防災計画書は、令和3年12月に作成しました多呂自治会防災マニュアル「防災」で提供している防災や災害時の行動に関するわかりやすい知識を統合して作成しています。

本防災計画の作成にあたり、ご協力をいただきました防災委員・自主防災強化対策委員をはじめとする皆様に、心より感謝申し上げます。

令和4年11月

多呂自主防災会
自治会長 松本 幸次

【 改 定 履 歴 】

版	改訂日	主な改定内容
初版 *1	令和4年11月30日	三島市のテンプレートと多呂自治会防災マニュアル「防災」（令3.12月作成）をベースに作成

*1 初版作成プロジェクトメンバー：

- 松本 幸次（自治会 会長、12 組）
- 古長谷 稔（自主防災会 特別顧問、9 組）
- 細木 恒義（自主防災会 防災強化対策委員、10 組）
- 新井 真人（自治会 副会長、17 組）
- 古屋 智英（自治会 副会長、9 組）

目 次

本文

第1章	基本的な考え方	5
1	地域として大事にしたいこと	5
2	計画の位置づけ	5
第2章	地区の特性	6
1	地区の特性	6
2	想定される災害及び被害	7
3	共有しておきたい地域の情報	7
第3章	自主防災組織の体制	14
1	自主防災組織の体制	14
2	自主防災組織の各班における災害時・平常時の役割	15
第4章	災害発生時の行動	17
1	風水害時の行動	17
2	地震発生時の行動	25
3	各避難所運営本部と自主防災本部との連携	27
4	地震発生時の時系列での各班の行動（発災直後～復旧期）	30
5	医療救護の方法	36
別表	救護所・救護医院等一覧	38
6	避難所の運営	40
第5章	平常時の取り組み	42
1	防災訓練・研修	42
2	各家庭に対する啓発	43
第6章	活動計画	48

目 次

資料編

資料1	災害情報の収集方法や連絡先	49
1	最寄りの避難所等の情報収集	49
2	気象情報の収集	49
3	市が発信する避難情報等の情報収集	49
4	緊急時の連絡先	52
資料2	防災資機材や備蓄食料（一覧）	53
資料3	風水害の基本的な知識	56
1	避難情報の種類	56
2	警戒レベルととるべき行動（タイムライン）	56
資料4	地震（震度階級）	58
1	地震（震度階級）	58
資料5	災害時の備え	59
1	備蓄品・非常持ち出し品	59
2	災害時のトイレ対策	59
3	避難行動要支援者	60
資料6	自動販売機会社との協定	62

凡例：

1) 情報が「水害」もしくは「地震」のどちらに関係するかを極力表示しました：

水害

地震

2) 有益な情報を「〇〇〇 ヒント」として掲載しました：

例)

避難所に関するヒント

第1章 基本的な考え方

1 地域として大事にしたいこと

多呂自治会では、地区住民が健康で安心して生活できるために、共助の精神を大切に活動をしてきました。しかし、東日本大震災に於いて『自助、共助がうまく噛み合わなければ大規模広域災害後の対策がうまく働かない』ことが改めて強く認識されました。災害から多呂地区住民の生命と財産を守り、災害による被害をできる限り少なくできるように、住民が一体となった防災活動を行うための多呂防災計画を策定し、災害発生に備えることが重要です。

阪神淡路大震災における救出活動の実例

阪神淡路大震災において、神戸市内で生き埋めや閉じ込められた際に誰に救助されたかを調査したものです。

大きな災害では、自助・共助の力が大勢の命を救うことにつながることを示しています。



(出典「(社)日本火災学会:兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書」)

2 計画の位置づけ

(1) 作成主体

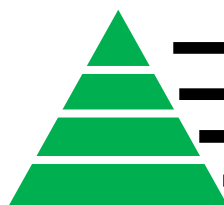
多呂自主防災会

(2) 対象地区の範囲

この計画の範囲は「三島市多呂」とします。

地区防災計画の法的な位置づけ

平成25年の災害対策基本法改正により、同法第42条第3項に一定の地区内の居住者が「地区防災計画」を定めることができる規定が設けられました。



国：防災基本計画
県：静岡県地域防災計画
市：三島市地域防災計画
地域：多呂地区防災計画

併せて、同法第42条の2に地区居住者等は、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる旨も規定されました。

第2章 地区の特性

1 地区の特性

(1) 自然特性

多呂地区は、西側に流れる一級河川大場川と東の箱根山山裾に囲まれ、中央に伊豆箱根鉄道が南北に走る住宅地域です。東側の丘陵地には向山古墳群が存在し文化教育的意義深い地でもあります。昭和の初期は稲作を中心とした農村で、米、麦、養蚕などを収入源とし、戦前まで18軒程の集落でしたが、戦後に住宅建設が進み、現在では560世帯余りの住宅地へ変遷した地域です。

災害に関する多呂地区の特徴として、大場川下流域に位置し、函南観音川や来光川の合流地域で、過去には大きな水害が繰り返してきました。一部、土砂災害の心配もあり、地下水位が浅く、農地であったことから大地震発生時には液状化の心配があります。

(2) 人口・世帯数

(三島市提供データ：令和4年5月1日現在)

人口	1244人(男617人 女627人)
世帯数	563世帯



2 想定される災害及び被害

(三島市ハザードマップによる)

地震	最大震度	6強
	全壊率	1%以上～15%未満
	液状化	非常に激しい液状化、大規模噴砂と構造物の被害
洪水	浸水深さ0.5以上～3m未満	
内水氾濫	浸水深さ1m以上	
土砂災害	旧三島市大場配水場付近の崖(土砂)崩れ	

*1: 旧三島市大場配水場付近(多呂東側地区 3組付近)が土砂災害警戒区域

3 共有しておきたい地域の情報

(1) 地域の資源

*1: 具体的な場所は後出の【図-A】(11ページ)を参照

番号	資源	場所 *1	概要
①	多呂公民館	多呂 136-1	災害発生時に自主防災本部、緊急避難場所となります。
②	可搬式ポンプ	多呂公園内	移動可能な消火用ポンプです。
③	耐震性防火水槽	多呂公園内	消火用水として使用します。 (水量 40トン)
④	可搬式ポンプ	多呂第2公園内	移動可能な消火用ポンプです。
⑤	耐震性防火水槽	多呂第2公園内	消火用水として使用します。 (水量 40トン)
⑥	北沢低区配水場	北沢 378-2 外	面積約 4,928 m ² 、4200トン貯水タンクが2基。災害時利用可能。飲用可能で採水蛇口があります。
⑦	自噴水	(地図参照)	用水路壁面より水が噴出。平成30年11月実施の水質検査では飲用可能でした。(*2)
⑧	自噴水	多呂 193	田種寺内。平成30年11月実施の水質検査では飲用可能でした。(*2)
⑨	自噴水	旧三島市大場配水場付近(地図参照)	旧三島市大場配水場横にある用水路壁面より噴出。平成30年11月実施の水質検査では飲用としては不可でした。(*2)
⑩	静岡県企業局東部事務所柿田川支所 中島浄水場	中島 143	熱海市・三島市・函南町に水道用水を供給。中島浄水場は災害時利用可能で、飲用可能で採水蛇口があります。

***2 水質検査について:** 個人の井戸水(自噴水を含む)は水質検査を行う義務はありませんが、厚生労働省の「飲用井戸等衛生対策要領」では1年以内に1回行うことが望ましいとされています。あくまでも個人で管理することが必要です。煮沸するなどして、自己責任で使用してください。

① 多呂公民館



② 可搬式ポンプ (多呂公園)



③ 耐震性防火水槽

④ 可搬式ポンプ (多呂第2公園)

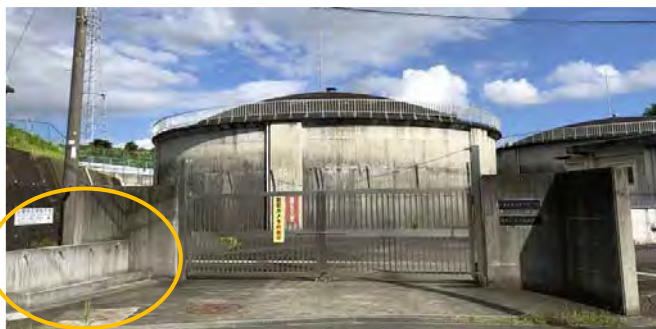


⑤ 耐震性防火水槽

(災害時応急給水栓)



⑥ 北沢低区配水場



⑦ 自噴水



用水路壁面より水が噴出



⑧ 田種寺内の自噴水



田種寺内の自噴水
(水汲み場：龍の口)



⑨ 旧三島市大場配水場付近の自噴水



用水路壁面より水が噴出

⑩ 静岡県企業局東部事務所
柿田川支所中島浄水場



中島浄水場外観



浄水場内の緊急給水施設
(門をに入って右手奥)



注) 多呂からは大場川を挟んで反対側に位置するため、災害状況によりアクセスが困難になる可能性があります。

水を汲むときのヒント

水を汲んでくる容器と
運ぶ為の道具を準備しておいて下さい



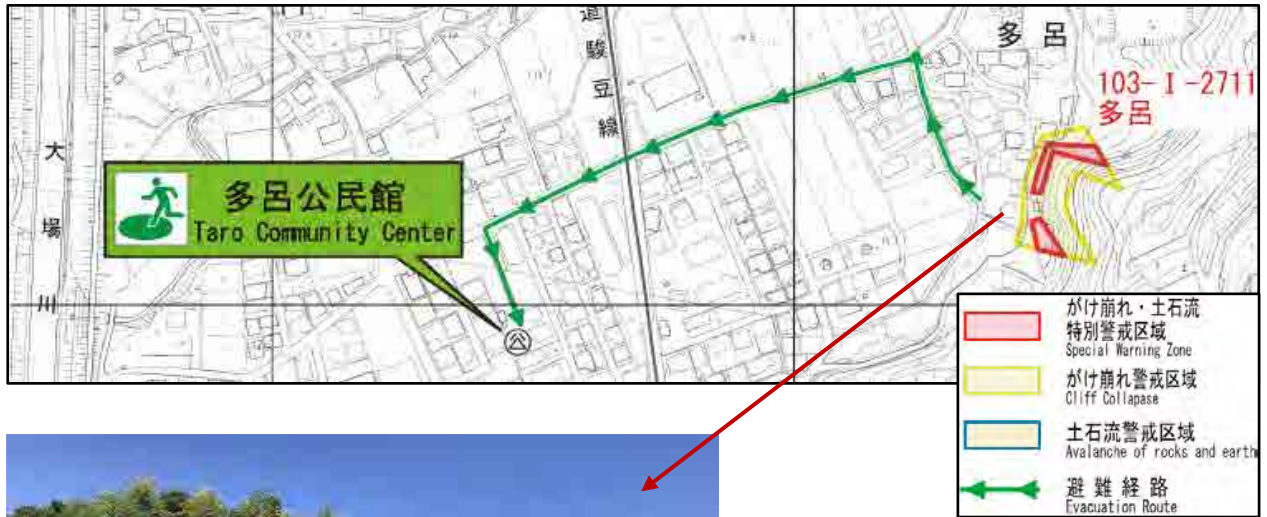
(2) 危険な箇所

㊦ 旧三島市大場配水場付近（多呂東側地区 3組付近）：水害 地震
三島市ハザードマップ上、土砂災害警戒区域に指定されています。

㊦ 北沢・多呂の境界付近の側溝と道路（愛宕神社前）：水害
豪雨時に内水氾濫により道路冠水、家屋浸水が発生しやすいところです。

㊦ 旧三島市大場配水場付近

（三島市土砂災害ハザードマップより）



㊦ 北沢・多呂の境界付近の側溝と道路（愛宕神社前）



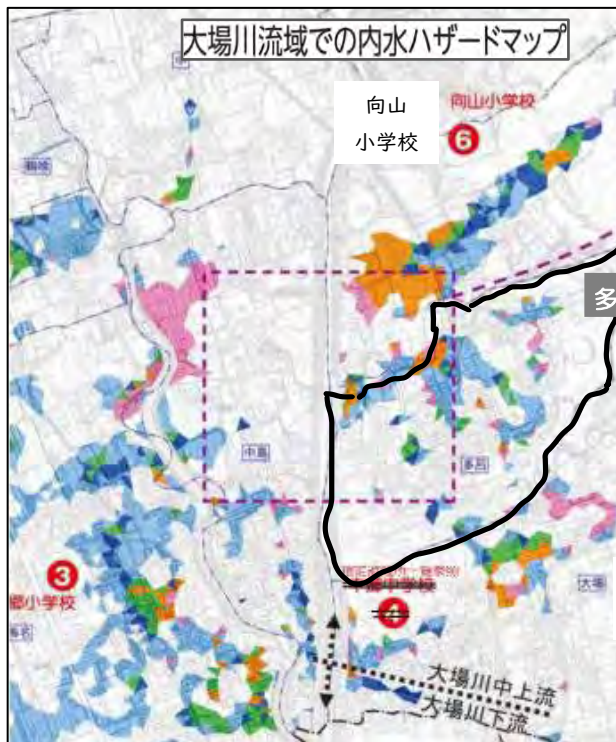
【図一B】地域のハザード（被災）予想



disaster prevention map
防災マップ

凡 例	
◎	市役所
Ⓜ	消防署・分遣所
Ⓧ	警察署・交番
●	公共施設
+	災害拠点病院・救護病院
+	救護医院
+	救護所
+	指定避難所
+	指定緊急避難場所
+	福祉避難所
+	緊急物資集積所
+	緊急輸送路
H	ヘリポート
●	消火栓
●	防火水槽
+	土砂災害特別警戒区域
+	土砂災害警戒区域
+	浸水の深さ
+	5.0m以上
+	3.0m~5.0m
+	0.5m~3.0m
+	0.5m未満

注]三島市の防災マップ、ハザードマップは三島市のホームページを参照：
<https://www.city.mishima.shizuoka.jp/bousai/lcat05.html>



点線で囲った大場川中上流域は洪水氾濫も想定されています。下図は大場川流域で2時間に57mmの大雨が発生し、大場川が増水した場合を想定しています。(三島市ハザードマップ)

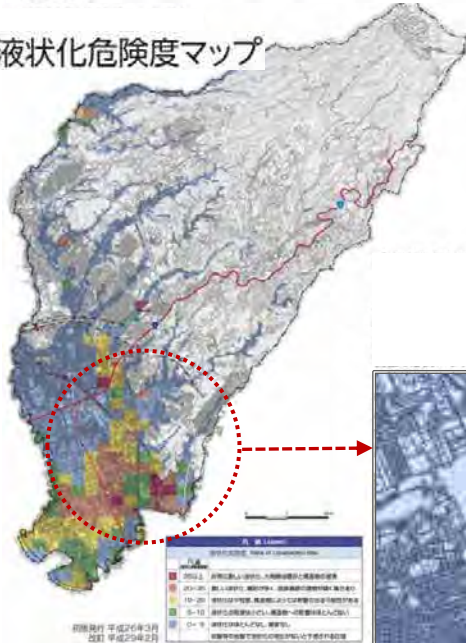


三島市総合防災マップ

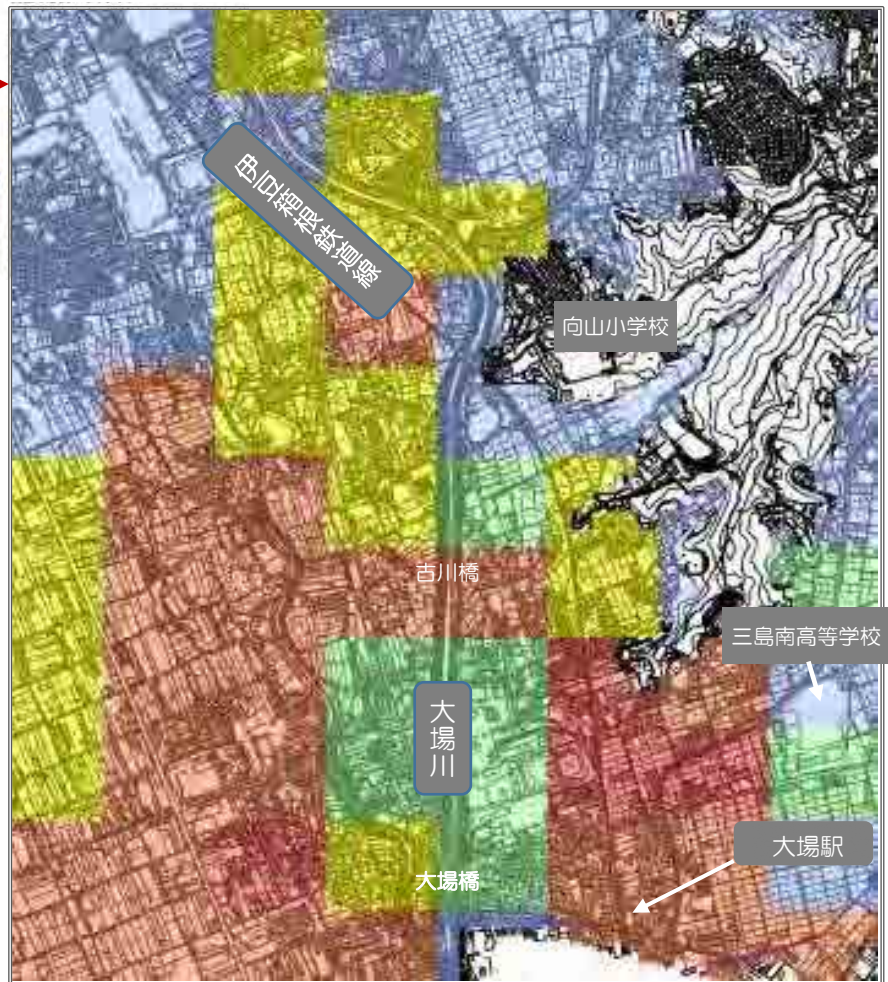
●液状化現象とは●

地下水位が高く、緩い砂質で構成される地盤では、地震後に液状化という現象が起きることがあります。液状化が発生すると、マンホールや貯水槽が押し上げられ、繋ぎ目が破損したり、地盤沈下により建物が傾いたりすることがあります。

液状化危険度マップ



凡 例 Legend	
液状化危険度 Rank of Liquefaction Risk	
PL値 (液状化危険度指数)	
35以上	非常に激しい液状化、大規模な噴砂と建造物の被害
20-35	激しい液状化、噴砂が多く、直接基礎の建物が傾く場合あり
10-20	液状化は中程度、建造物によっては影響の出る可能性がある
5-10	液状化の程度は小さい、建造物への影響はほとんどない
0-5	液状化はほとんどなし、被害なし
	岩盤等の地盤で液状化の発生がないと予想される区域



●液状化危険度マップについて●

この「液状化危険度マップ」は、地震発生時に「液状化現象」が予想される地域について、現象が発生する可能性を色分けして表示したもので、静岡県が公表した「第4次地震被害想定」で想定された結果と地形地質資料を参考に、作成しました。

注]三島市の防災マップ、ハザードマップは三島市のホームページを参照してください。

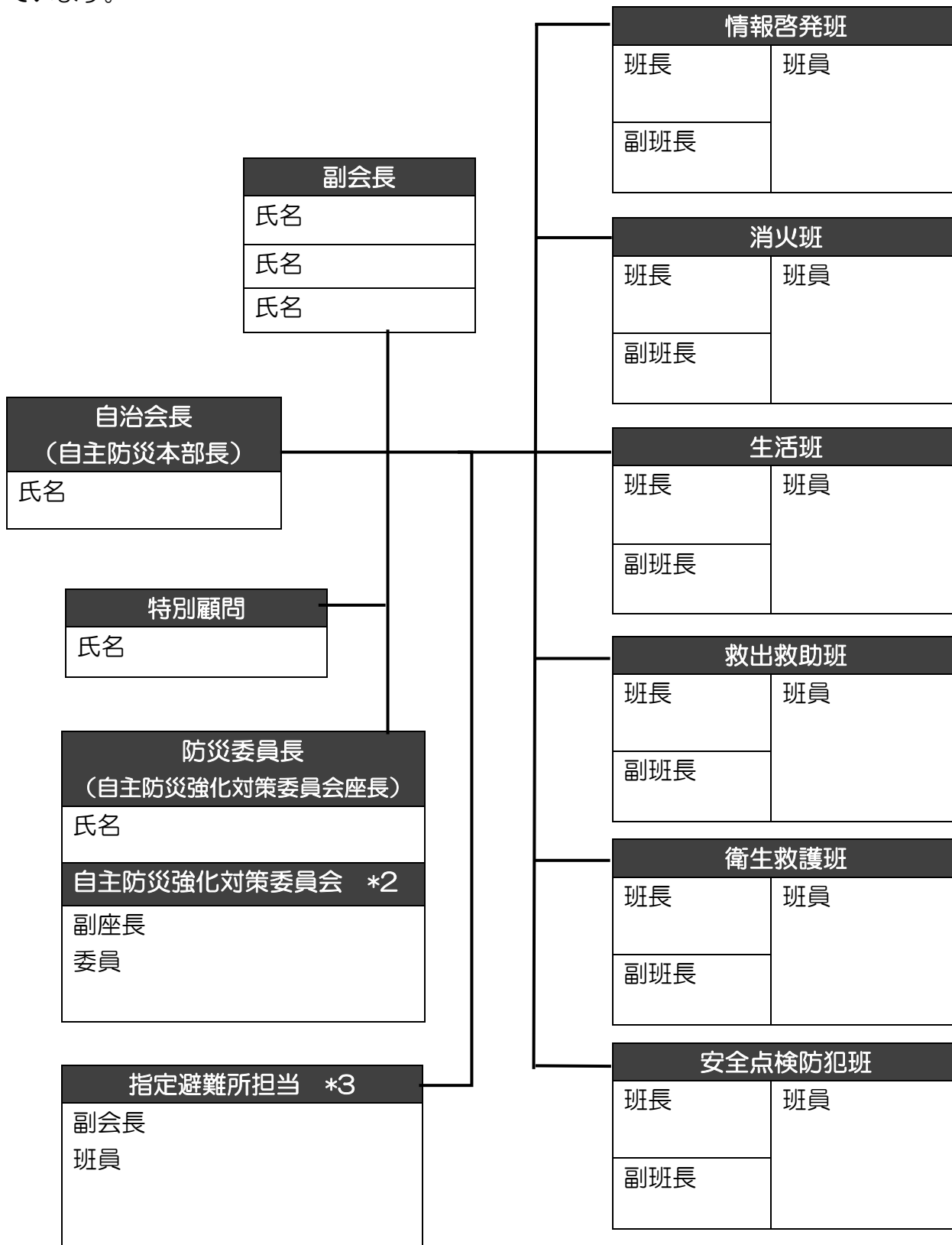
<https://www.city.mishima.shizuoka.jp/bousai/lcat05.html>



第3章 自主防災組織の体制

1 自主防災組織の体制

多呂自主防災組織は、自治会長を中心として、自主防災委員が班を構成する体制となっています。



(*1)「要配慮者班について」(16ページ)を参照

2 自主防災組織の各班における 災害時・平常時の役割 (※)

班 名	災害時	平常時
自治会長 (副会長)	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災活動の指揮 自主防災本部の運営 (会長の補佐・代理) 	<ul style="list-style-type: none"> 本組織の代表としての各班の活動の総括 (会長の補佐・代理)
防災 委員長・ 防災委員	<ul style="list-style-type: none"> 会長の補佐、各班の統括 自主防災本部の設置 避難行動要支援者名簿、世帯台帳、人材台帳の用意 避難所の立上げ 	<ul style="list-style-type: none"> 防災訓練の企画 地域の自主防災地図の作成 自主防災組織編成表の作成 世帯台帳、人材台帳の作成 防災資機材の整備計画の作成 避難所運営基本マニュアルの周知
情報 啓発班	<ul style="list-style-type: none"> 地域の被害状況の把握、正確な情報の伝達 市災害対策本部からの情報伝達 指定避難所運営本部との連絡調整 (他の自主防災組織との情報共有含む) 市災害対策本部への被害報告 	<ul style="list-style-type: none"> 防災知識の普及、啓発 自主防災活動の情報収集 防災玉手箱の点検、提示の仕方の設定 安否確認(黄色いハンカチ作戦等)の啓発
消火班	<ul style="list-style-type: none"> 出火場所の確認 消火活動人員の割り振り、活動指示 消防署への連絡 	<ul style="list-style-type: none"> 消火器、可搬式消防ポンプの使用 方法の指導と試運転 消火訓練の実施 感震ブレーカー設置、消火器の 設置啓発 防災資機材の点検表を作成、点検 管理(ポンプ、ガソリンなど)
生活班	<ul style="list-style-type: none"> 炊き出し及び食料の調達 飲料水、生活必需品等の調達、配分 	<ul style="list-style-type: none"> 非常持ち出し品の広報啓発 炊き出し用具の点検と訓練 非常用飲料水の確保場所の確認
救出 救助班	<ul style="list-style-type: none"> 要救出者の確認 救出人員の割り振り、救出指示 	<ul style="list-style-type: none"> 救出用資機材の調達、点検、整備 救助技術の習得 救出救助訓練の実施
衛生 救護班	<ul style="list-style-type: none"> 搬送人員の割り振り 重傷者、中等症者の搬送 軽症者の応急処置 清潔環境の維持に努める(食中毒・ 感染症等予防のため) し尿処理対策の実施 ごみの収集所の設定、管理 	<ul style="list-style-type: none"> 応急手当や衛生知識の普及 トイレ対策の啓発 ごみ処理対策の検討 医療機関の把握 救急箱の維持、管理
安全 点検 防犯班	<ul style="list-style-type: none"> ブレーカー遮断の実施やガス等の 消し忘れ防止の周知 地域内の安全点検 盗難等防犯の呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> 防災倉庫の防災資機材の管理、点 検 地域内の危険箇所等巡回点検 地域の危険物調査 防犯情報の収集、知識の習得 防犯訓練の実施

*1： 要配慮者班について

多呂自主防災会では、平常時、防災組織の中に「要配慮者班」を組織していません。要配慮者（要支援者）への対応は該当する各組において組長が中心となり行います。

（「向こう三軒両隣」の理念に基づいて行います。）発災時には、要配慮者班を防災本部内に組織します。

班名	災害時	平常時
要配慮者班 (組長・民生委員の協力を得る)	<ul style="list-style-type: none">・ 該当組の住民及び避難行動要支援者の安否確認：黄色いハンカチ作戦、安否確認→救出救助の要請・ 避難誘導の指揮・ 在宅避難者の把握	<ul style="list-style-type: none">・ 組の黄色いハンカチ作戦の意識の高揚・ 要配慮者の把握：住民世帯台帳を維持管理・ 支援担当者を選任して体制整備・ 避難支援の個別支援計画を作成

*2： 自主防災強化対策委員会について

多呂自主防災強化対策委員会は多呂自主防災会の下部組織で、定員数はありません。委員は自薦・他薦により会長が任命し、任期は原則的に複数年で、定年はありません。各組選出の防災委員と自治会4役は、基本的に単年任期なので毎年交代がありますが、強化対策委員は毎年交代・刷新されることはありません。したがって、多呂の防災活動内容や経験によって得られたノウハウ（知識）を伝えていくことができます。

注）多呂自主防災強化対策委員を随時募集しています。自治会長までご連絡ください。

*3： 指定避難所担当について

三島市では、震度5強以上の地震が発生した場合には、指定避難所を開設します。多呂と大場町内会（伊豆箱根鉄道線路以西）の指定避難場所は中郷中学校で、避難所の立上げ・運営は市現地配備員と共に、多呂自主防災会と大場町内会防災組織のそれぞれで選任された「指定避難所担当者」が発災時に集合し、連携して行います。

（※）三島市作成の 自主防災組織の「活動班の役割について」の動画を参照

初めて自主防災組織の役員や活動班の班員となる方は、災害時や平常時、具体的に何をすればよいか、ご自身の班がどのような役割を担っているのか、わからない方も多いと思います。是非一度視聴して、自主防災活動の必要性や活動班の役割について確認しておきましょう。

また、阪神・淡路大震災で、被災者の救出・救助に当たったのは、80%近くが近所の住民や家族でした。大規模災害時、自主防災組織の力は地域の大きな力となります。

「自らの命は自ら守る、自らの地域は皆で守る」ため、日頃から、地域の防災訓練や自主防災活動への積極的なご参加をお願いいたします。

三島市のホームページをご覧ください

[（詳細情報 | 地震・防災情報 |](#)

[三島市公式 Web サイト \(city.mishima.shizuoka.jp\)](http://city.mishima.shizuoka.jp)



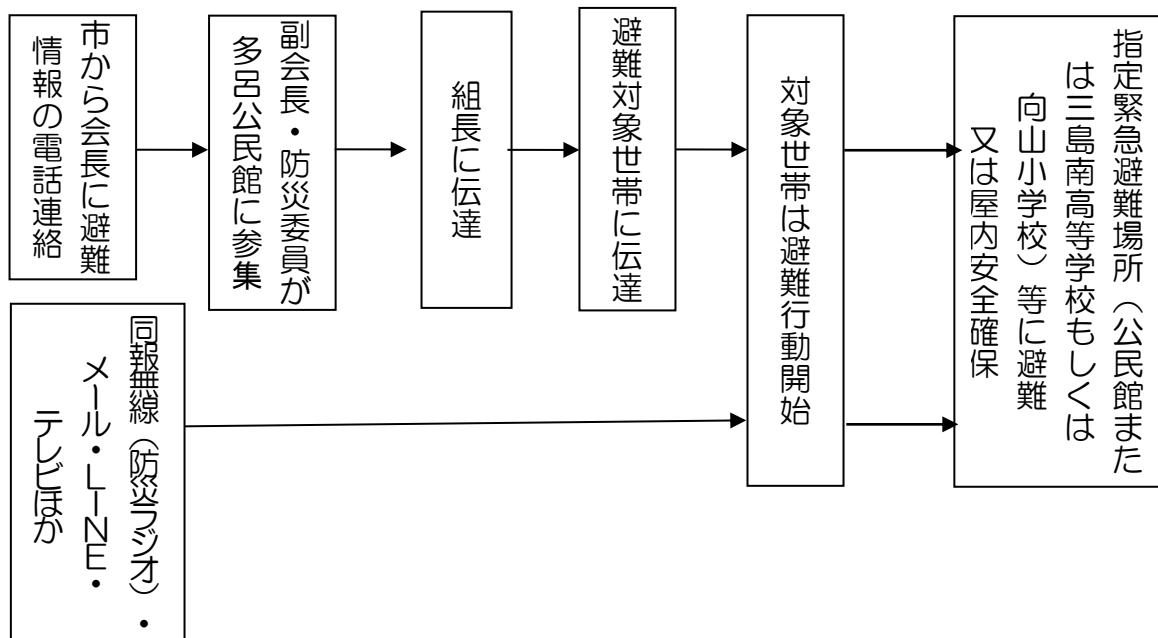
第4章 災害発生時の行動

1 風水害時の行動

水害

暴風雨時に市災害対策本部から避難情報が発令されたら、次のフロー図のとおり避難対象者に避難情報を伝達します。

(1) 避難情報伝達の流れ



(2) 避難対象地区 浸水想定区域、土砂災害警戒区域

三島市のハザードマップのとおり ➡ [三島市の防災マップを参照:](https://www.city.mishima.shizuoka.jp/bousai/lcat05.html)

<https://www.city.mishima.shizuoka.jp/bousai/lcat05.html>



(3) 避難行動の種類と避難行動の指針

避難行動の種類


種類 (区分)	避難場所	説明
① 在宅避難 (屋内安全確保・垂直避難)	自宅などの居場所	自宅などの居場所や安全を確保できる場所に留まること
	自宅の2階、居住建物の高層階	切迫した状況において、外への避難が危険なため、屋内の2階以上に避難すること
② 立ち退き避難 (水平避難)	三島南高等学校、向山小学校、知人宅など	その場を立ち退き、近隣の少しでも安全な場所に一時的に避難すること

避難行動の指針：

- ✓ まずは在宅避難 …… 浸水や倒壊の危険がない時
 - ✓ 次に親戚・知人宅（縁故等）避難 …… 家族、親戚、知人宅へ避難
 - ✓ 最後に避難所へ避難 …… 非常用持ち出し品を準備し避難所へ向かう
- 状況が悪くなる前に家庭内で、また、ご近所と早期避難を決断することが大切です。

(4) 避難情報と住民に求められる行動

『避難情報に関するガイドライン』（令和3年5月改訂）に沿った行動が重要です。

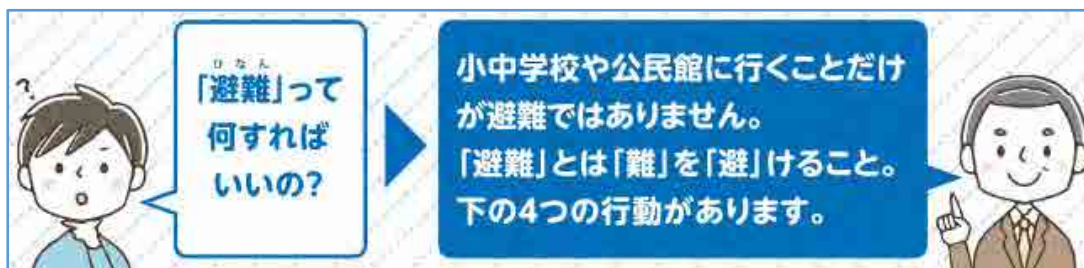
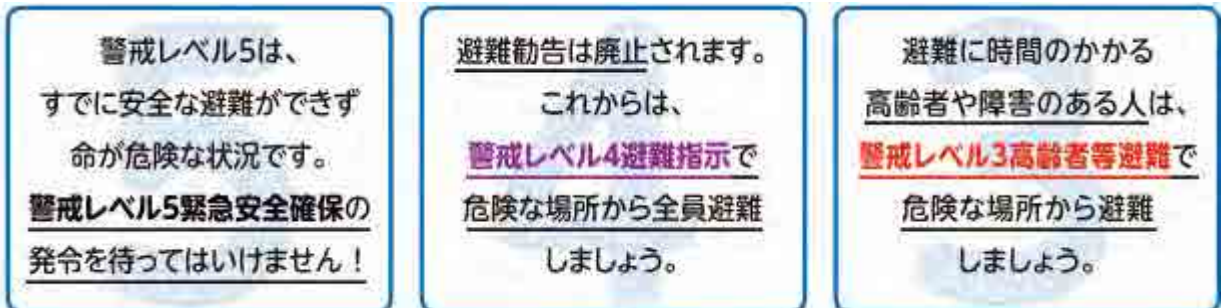
(内閣府 防災情報のページ参照 )



※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。

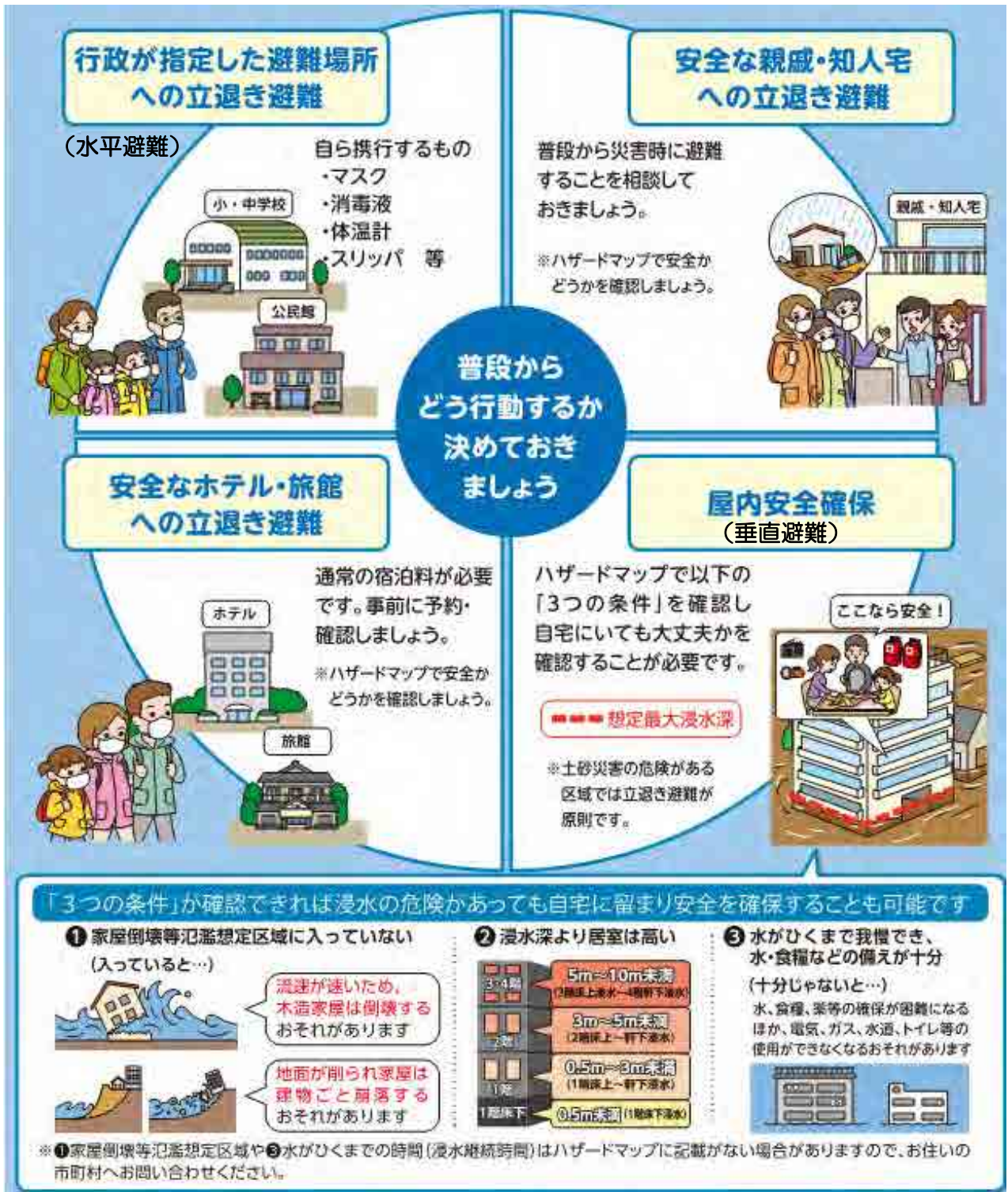
※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人にも必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。



4つの行動

(次ページへ)

(4つの行動)



水害時の多呂の指定避難場所は **三島南高等学校** です。

(向山小学校への避難も可能です。)

避難所へ行く時は必要な物を各自で持っていきましょう


- 食べ物
- 飲み物
- 座布団類
- 持病薬
- 高齢者や乳幼児それぞれが必要な物 など



避難指示が発令されていなくても
危険な場所にいる場合や、避難するのに時間がかかる場合は
早めに自主避難してください。

- 多呂は、大場川の氾濫が心配されます。
- 内水氾濫による浸水の恐れがあります。
- 土砂崩れの危険もあります。
- これらを三島市のハザードマップで確認しておきましょう！

◎ 風水害時の避難行動（安全確保行動）の考え方

『原則、自然災害に対してひとりひとは、自らの判断で避難行動をとること』
(三島市「風水害時の避難情報に関するマニュアル」参照 )



- 避難所へ行く
- 安全な親戚宅・知人宅へ行く
- 切迫した状況では屋内の2階以上へ移動



みしまるホットメール に登録しておくとも避難情報・気象警報情報・

避難所が開設された情報などが自動で送られてきます。登録しましょう。



できれば 『三島市のLINE公式アカウント』を
友だち追加しましょう。災害・緊急情報などが
自動で送られてきます。友だち追加方法は
三島市ホームページに載っています。



(5) 各家庭及び多呂自主防災会で風水害当日に心がけるべきこと

水害

災害情報・避難情報を取りに行くこと *1	<ul style="list-style-type: none"> ・同報無線は聞こえない → 市民メール・防災ラジオ・テレビ・市HP、SNS等で情報を取得 ・気象情報に注意する
早めの避難を心がけること *2	<ul style="list-style-type: none"> ・ピーク時には避難しない → 道路が冠水し危険であるため移動できない

*1：川の水位や避難情報を入手する方法（例）

- テレビ：
 - NHK 放送 ⇒ リモコンdボタン ⇒ 防災・生活情報 ⇒ 河川水位情報



- 三島市防災ラジオ：
 - 三島市危機管理課で販売
 - 1台 1,000円



注) 2022年8月1日現在
 防災ラジオは完売となっています。
 販売再開は2023年3月末になる見込みです。
 危機管理課にお問い合わせください。
 (TEL: 055-983-2650)

*2：三島市公表の **ハザードマップ** を必ず確認しておいてください。

三島市の防災マップ、ハザードマップ：

<https://www.city.mishima.shizuoka.jp/bousai/lcat05.html>



三島市公表のハザードマップの種類

- 想定震度ハザードマップ
- 洪水ハザードマップ
- 内水ハザードマップ
- 土砂崩れハザードマップ
- 液状化ハザードマップ
- 富士山噴火ハザードマップ
 (火山灰ふってくる)

▶ **内水氾濫とは**

河川から水があふれ出るのではなく、降った雨を河川に配水しきれなくなり、排水路から水があふれ出ること。

内水ハザードマップによると 多呂は1時間に約77ミリの降雨で多呂全域が内水氾濫の被害を受けます。

▶ **液状化**

多呂は、液状化の恐れがある場所が多いです。

台風・線状降水帯・集中豪雨・局地的大雨

防災気象情報に注意を!!

『迷ったら避難して下さい!!』

大事

『空振りでもいいから!!』

避難所への移動が危険な時は垂直避難を!

(自宅2階や近隣ビルなど)



水害時

マイ・タイムライン（避難計画）とは

マイ・タイムラインとは

台風や大雨による水害などのこれから起こりうる災害に対し、1人ひとりの家族構成や地域環境に合わせて、あらかじめ時系列で作成した自分自身の避難行動計画です。

マイ・タイムラインの作り方

- ・ ハザードマップを確認して 居住地のリスクを認識する。
- ・ 避難先の確認を行う（指定避難場所や高台の親戚宅など）。
- ・ 家族の状況を含めて、どうやって逃げるのか具体的な行動を書き記す。

作っておくと
いざと言う時に
慌てないぞむね



三島市では、誰でも簡単に作れる穴埋め式の「三島市版タイムライン」を用意しています。是非作成しておきましょう。

- ◎ 三島市ホームページから マイ・タイムラインをダウンロードできます
- ◎ お問い合わせは 三島市企画戦略部危機管理課へ（電話 983-2650）



三島市 マイ・タイムライン (自分の命は自分で守る)

記載例

平常時

大雨発生の可能性

重大災害の兆候

大雨のおそれ

災害発生のおそれ

災害のおそれの高まり

災害発生又は切迫

気象・避難情報

○台風の進路予報

警戒レベル1 早期注意情報 気象情報

○大雨警報 (土砂災害、浸水害) 洪水警報、暴風警報

○避難危険情報

警戒レベル3 避難指示 市発令の避難情報

○避難危険情報 土砂災害警戒情報

警戒レベル4 避難指示 市発令の避難情報

○大雨特別警報 避難発生情報

警戒レベル5 緊急安全確保 市発令の避難情報

避難の準備・確認

●ハザードマップの確認
総合防災マップや洪水ハザードマップで自宅周辺の災害リスクを確認しましょう。
浸水の深さ：0.5mが1.3m

土砂災害 土砂災害警戒区域
自宅が「**早期の立退き避難が必要な区域**」のエリア内にある
■ はい □ いいえ

●避難場所の確認
大雨時に避難することをお考え、事前に避難先や避難方法を決めておきましょう。
避難先(1)：○公保部
避難先(2)：○中学校

避難方法：徒歩

避難にかかる時間：10分以内

●避難開始のタイミング

□ 自宅が「**早期の立退き避難が必要な区域**」のエリア内にある場合
■ 高齢者や妊婦中の方、小さなお子様連れの方など、避難に時間を要する場合

●警戒レベル3 避難指示

□ 上記以外で、自宅が浸水想定区域または土砂災害警戒区域等のエリア内にある場合

●警戒レベル4 避難指示

市からの避難情報の発令をチェックして、避難を開始しましょう。

●避難開始のタイミング

□ みしまるホットメール (市民メール配信)
□ 三島市防災・防災情報 (市ホームページ)
□ テレビのデータ放送

●命の危険！ 避難を開始している場合には直ちに避難を完了する。
●避難していない場合には直ちに命を守る最善の行動をとる。

避難のポイント

●台風や大雨を想定し、雨が強くなる前に必要な準備を確認しましょう。

- 避難場所、経路の確認
- 薬の準備
- 家族の予定を確認
- 携帯電話の充電
- 窓の締切
- 車の通りの確認 (自動車、植木鉢など)

いざ避難するとき、慌てることがないように「戸締まりをする」など、具体的な行動をまとめてみましょう。

●避難する際の注意点を考えましょう。

- 避難所の開放状況確認
- ガスの元栓、簡易の修繕
- 家族への連絡
- 非常持出し品の持ち

避難所に向かうなど、自宅の外に避難する場合は、雨が強くなる前や強くなる前に避難することを心がけましょう。

避難対象区域の方は、この時点までに**全員避難!**

●自分の状況を家族や親せき等に連絡しましょう。

※気象情報、避難情報に関する発表等の**タイミング**については、**事象によって異なります**ので、注意してください。

非常持出し品の準備

<input type="checkbox"/> 飲料水・食料	<input type="checkbox"/> 現金	<input type="checkbox"/> 着替え
<input type="checkbox"/> 保険証	<input type="checkbox"/> モバイルバッテリー	<input type="checkbox"/> 常備薬
<input type="checkbox"/> 結おむつ	<input type="checkbox"/> 生理用品	<input type="checkbox"/> メガネ
<input type="checkbox"/> 雨具	<input type="checkbox"/> 持物の薬	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

家族のデータ
避難後、家族が離れ離れになった時のために

名前	電話番号	必需品	車の把握所	備考
三島太郎	090-****-****	メガネ	●○	
三島花子	090-****-****		○●スーパー	
三島三枝	090-****-****	コンタクト	○●高校	
三島四郎	090-****-****		○●中学	
三島五郎	080-****-****	持物の薬	〒123-4567	

コロナ禍では、マスク、体温計、ウエットティッシュ、テントなど、感染防止に必要なものは自分で持参しましょう。

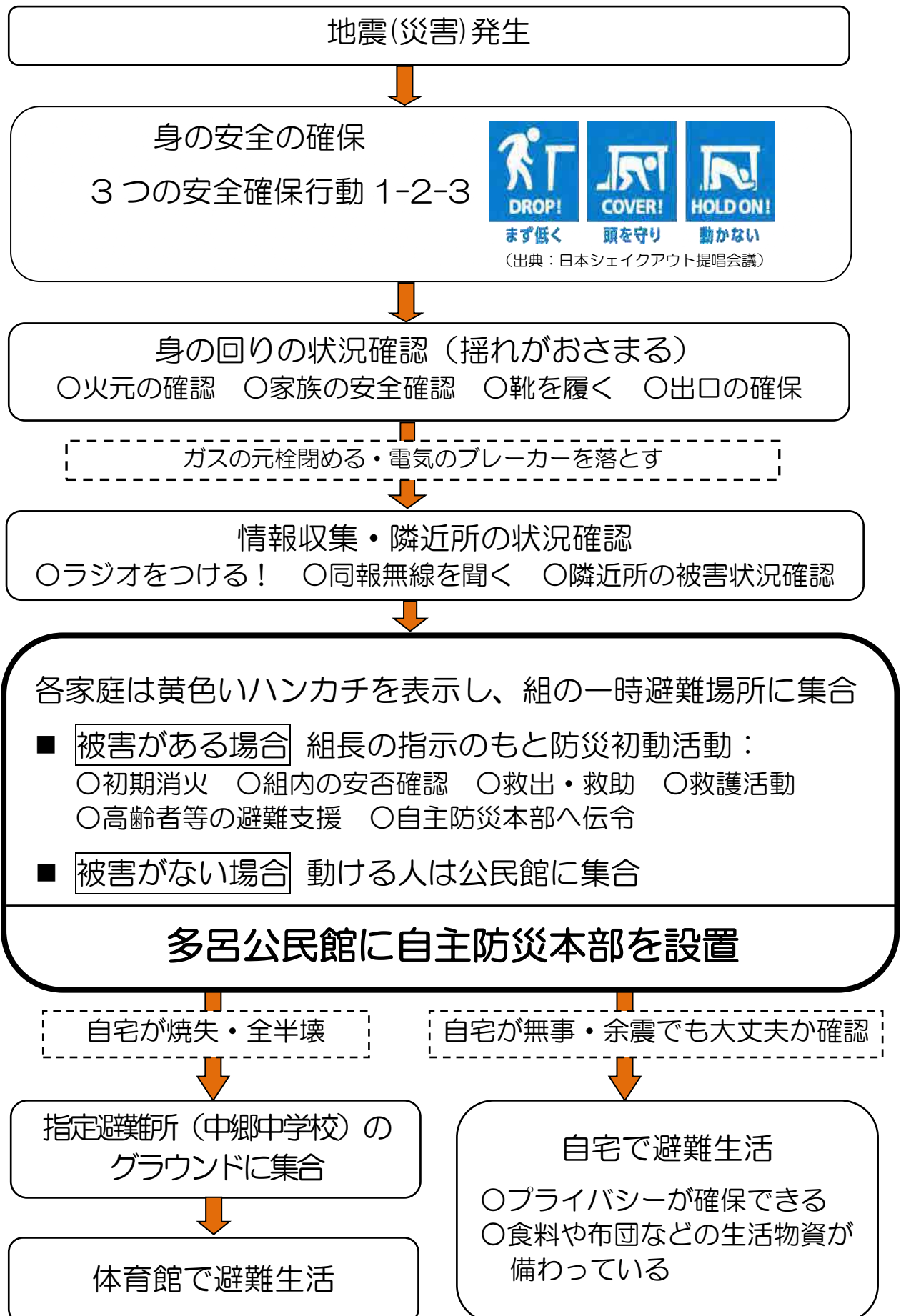
(6) 自主防災組織に求められる行動(タイムライン)

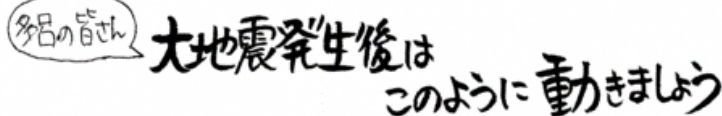
(*1: ※気象情報、避難情報に関する発表等のタイミングについては、事象によって異なります)

時間軸	気象情報・避難情報 *1	自主防災組織の活動
-72H -48H -24H -12H	○台風の進路予報 ◇大雨注意報、洪水注意報 ◇大雨警報、洪水警報	<ul style="list-style-type: none"> ●ハザードマップによる地域の危険個所の把握 ●情報収集(テレビ、インターネットなど) ●早めに災害に備えるよう周知を図る ●連絡体制の確保(町内会・組長・住民) <ul style="list-style-type: none"> ・自治会長から自主防災委員・組長等へ連絡 ・自主防災組織内の連絡 ・土のう等の準備 ●避難行動要支援者への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・組長を通じた避難行動要支援者への声かけ、避難の意思確認 ●自主防災本部の役員参集 ●指定緊急避難場所(公民館)の開設準備 <ul style="list-style-type: none"> ・住民の受入れ準備 ・市から自治会会長あてに避難情報の入電
-6H	<p>【警戒レベル3】</p> <p>高齢者等避難 *2 (*2: ※台風最接近及び避難が必要な状況が夜間・早朝に予想される場合は暗くなる前に避難情報を発表)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●近隣(組長等)への呼びかけ <ul style="list-style-type: none"> ・近所への声かけや避難 ・近所の行動を確認 ●避難行動要支援者の避難支援 ●指定緊急避難場所(公民館)の運営 <ul style="list-style-type: none"> ・避難者の受入れ、対応 ●指定緊急避難場所(小中学校・高校)の運営 <ul style="list-style-type: none"> ・現地配備員(市職員)と連携し、避難者の対応 ・簡易無線等による情報共有
-3H	◇土砂災害警戒情報 【警戒レベル4】避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の水防活動 <ul style="list-style-type: none"> ・消防団を中心に危険な場所や地域の見回り ●近隣の安否確認 <ul style="list-style-type: none"> ・近所の相互確認 ・各家の避難状況の確認
-2H		●自主防災組織による避難の判断や避難誘導
-1H 0H	◇大雨特別警報 【警戒レベル5】 緊急安全確保 ※必ず発令される情報ではない	●道路冠水時の迂回路(おにぎり山)の安全確保
	気象情報・避難情報 解除後	<ul style="list-style-type: none"> ●指定緊急避難場所(公民館・小中学校・高校)の閉鎖 <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者の支援 ●町内の巡回(夜間の場合は明るくなってから) <ul style="list-style-type: none"> ・被害箇所の確認 ・市への報告 ●災害対応の意見聴取、地区防災計画の修正

2 地震発生時の行動

災害時に各家庭では、次のフロー図のとおり行動することになります。





- ① 自分の家にいた人達が全員戸外に出られたら、

まずは ※各組の集合場所 へ行きましょう。 → 集まってこられた人達で、
組内の各世帯の安否確認や救助、初期消火にあたりましょう。

※余震もあります。各自、自分の安全を十分図りながら共助しましょう。

- ② 災害時に『我が家は大丈夫です』というメッセージとして

外から見える所に 黄色いハンカチ を掲げ、家の中にけが人などがいないことを
周りに伝えてください。 (配布済の「黄色いハンカチ」が無い場合は黄色いものを)

- ③ 自宅内に閉じ込められてしまった人は、

大声を出したり、物をたたいて音をだしたり、防災用の笛を吹いたりして
外の人に気付いてもらうよう 務めましょう。

- ④ 多呂公民館に 【多呂自主防災本部】 が立ち上がったたら、
町民の皆さんは 自主防災本部に被害情報を伝えてください。

- 自主防災本部では被害情報の把握や集約をし、多呂全体で人命救助や火事の延焼防止にあたるよう、多呂の皆さんに協力をあおぎます。

- ⑤ 多呂公民館では、住民同士で対応できるケガの手当をします。
皆さんで協力しあいましょう。

※看護師経験がおありになる方など 是非ご協力ください。

各組の集合場所 とは

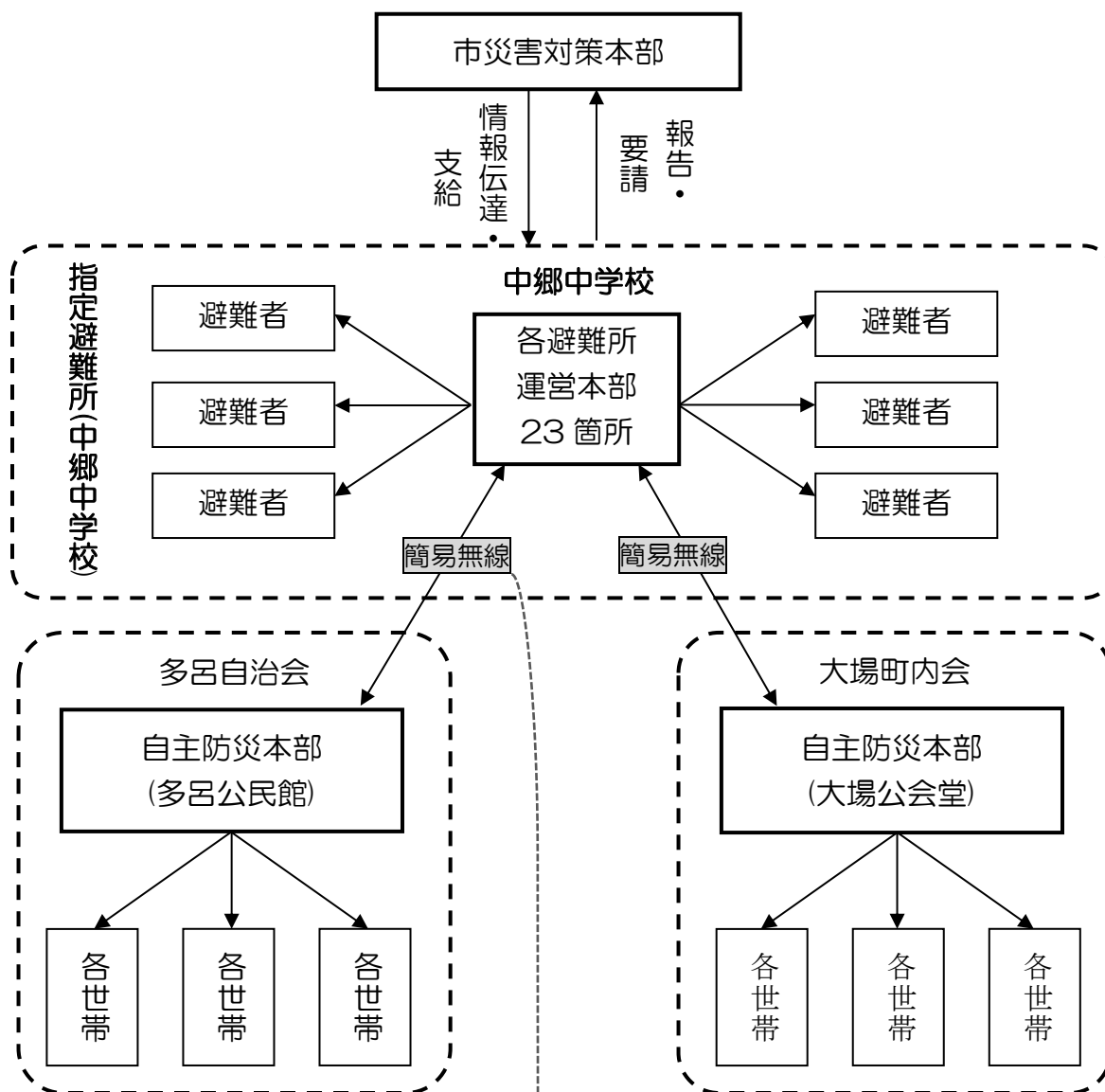
毎年12月第1日曜日の多呂自主防災訓練の際、各組ごとに集合して、それから皆さんで公民館まで歩いて来ます。各組で集合するその場所のことです。各自把握しましょう。

- 毎年度、各組より基本2名の方が多呂自主防災会防災委員として選任され、活動してくれています。防災委員の経験をされた方が増えていくことは、多呂の自主防災にとって大変貴重であり重要です。発災の際には、皆さんで協力しあいましょう。

3 各避難所運営本部と自主防災本部との連携

市災害対策本部から紙ベースでの情報や救援物資は、市内 23 箇所の避難所運営本部を基点とし、自治会ごとの各自主防災本部を経由して各世帯に伝達、支給されることとなり、自主防災本部と指定避難所との連携が重要です。避難所運営本部は、関係する自主防災組織からそれぞれ役員を選出し、運営します。

※ 在宅避難者の状況は、各自主防災本部で把握し、避難所運営本部を通じて市災害対策本部に報告し、支援を受けます。



在宅避難者（車中泊・自宅・公園泊等）を含む。



簡易無線機：
公民館 2 階ホール
正面キャビネット上

設定チャンネル一覧

- 指定避難所と自主防災本部の連絡用の無線です
- 当グループ間のみで会話ができます
- 同じチャンネルを他の無線が使用している時は使えません

チャンネル	個別番号	指定避難所	個別番号	貸与自治会
23	23-1	中郷中	23-3	大場(南高用と兼用)
			23-4	多呂
23-2	三島南高	三島南高	23-5	パサディーナ
			23-6	東大場

簡易無線機の設定チャンネル

設置の基準	地震	<ul style="list-style-type: none"> • 市内の震度 5 強以上の時。 • 南海トラフ地震に関する情報が発表され市長の指示があるとき。
	水害	<ul style="list-style-type: none"> • 市の災害対策本部から高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保が発令された時。
場所・参集	場所	<ul style="list-style-type: none"> • 多呂公民館（2 階） • 出入口を外階段にして、土足で入れるようにするためブルーシートを敷く。
	参集要件	<ul style="list-style-type: none"> • 自主防災組織編成表に記載された委員は、自主防災本部に参集する。 • 集合連絡の有無にかかわらず、自分と家族の安否を確認後、速やかに自主防災本部に集合する。
役割・職務	自主防災本部長（自治会長）	<ul style="list-style-type: none"> • 自主防災本部の町内地図の前に常駐し、必要な指示、決定を行う。必要に応じて現場の確認作業を指示する。やむを得ず離席するときには必ず代理者を指名し、本部長不在状態を回避する。
	副本部長 *1 防災委員	<ul style="list-style-type: none"> • 自治会長（自主防災本部長）の補佐、代行して指示、決定をする。

*1) 副本部長は副会長が務める。

(2) 『防災玉手箱』の使用（活用）

(ア) 防災玉手箱の目的

自主防災本部を設置する際、本部長（自治会長）などが不在でも、仮に初めての人であっても自主防災本部の立ち上げや、各班の行動、地域の被災状況を把握する活動等を行えることが大切です。防災玉手箱（以後、玉手箱という）にそのための支援ツールが収められています。

(イ) 玉手箱の所在（保管場所）

多呂公民館 2 階ホール正面

(ウ) 玉手箱の内容物

- 玉手箱の説明書
- 内容物点検表
- 防災組織各班のマニュアル
- 役割分担表
- 多呂地区防災計画書
- 多呂町内地図、書き込み用フィルム（状況を逐次記録できる）*1
- 文房具（油性マジック、修正用アルコール 等）



公民館 2 階ホール正面

(工) 玉手箱を使用した多呂災害対策本部（自主防災本部）の行動

防災玉手箱を取り出し開封する

- 公民館 2 階ホール正面にある「玉手箱」を上げ、内容物を取り出す。
- 業務シート掲示用のロープをホール西側に設置する。



使用説明書を先頭に、すべての業務シートをロープに吊り下げ、災害状況マップを広げる。

- 業務シートを左側から洗濯バサミで番号順に吊るす。
- 長机を3個 足をたたんだ状態で並べ、状況把握/記録のための多呂町内会災害状況マップ（ホール正面左側壁）を広げる。



業務シートを吊り下げた時のイメージ

初動の役割分担を決めて、ピブスを着用する。

- 自治会長が本部長を務める。自治会長が不在の場合には、防災委員長、副会長、自主防災対策強化委員等が代行する。
- 本部長が編成表に基づき班長を決定する。*1
（編成表の班長が不在の時は、来るまでの間、集合した者から暫定的な選出を行う。）
注）ピブス収納場所は、公民館階段の棚の最下段。

情報啓発班	
班長	班員
副班長	
消火班	
班長	班員
副班長	
生活班	
班長	班員
副班長	
救出救助班	
班長	班員
副班長	
衛生救護班	
班長	班員
副班長	
安全点検班	
班長	班員
副班長	
要配慮者班	
班長	班員
副班長	

決定後に各班が随時行動開始する

- (『4 地震発生時の時系列での各班の行動』を参照してください。)

中郷中学校（指定避難所）に指定避難所担当者 6 名を選任し派遣する

- 派遣要員は町内会副会長 1 名をリーダーとし、発災から 1 時間後に指定避難所（中郷中学校正面玄関）に集合する。
- 指定避難所では大場町内会の担当者と協力し避難所の開設を行う。また、多呂公民館の自主防災本部との情報連携を無線で取る。

*1： 要配慮者班は、災害時に組織する。
本部長が班長・班員を選任する。

4 地震発生時の時系列で各班の行動（発災直後～復旧期）

班名	発災直後～数時間 (初動)	発災当日～ 3日程度	3日～ 1週間程度	1週間以降
自治会長 (副会長)	○自主防災活動の指揮 ○自主防災本部の運営(会長の補佐・代理)			
委員長 防災委員	○会長の補佐、各班の統括 ○自主防災本部の設置 ○避難行動要支援者名簿の用意 ○世帯台帳・人材台帳の用意	○市災害対策本部への被害報告 ○避難所運営本部との連携		
情報 啓発班	○地域の被害状況の把握・確認・伝達 ○避難所運営本部との連絡調整 ○防災玉手箱の開示	○市災害対策本部からの情報伝達 ○他自主防災組織と情報共有		
消火班	○出火場所の確認 ○消火活動人員の割振り、活動指示 ○消防署への連絡			
生活班		○炊き出し及び備蓄食料の調達 ○飲料水・生活必需品等の調達・配分		
救出 救助班	○要救出者の確認(組長と協力し黄色いハンカチ作戦に基づく) ○救出人員の割振り・救出指示			
衛生 救護班	○搬送人員の割振り ○重傷者・中等症者の搬送 ○軽症者の応急処置	○食中毒・伝染病への配慮 ○し尿処理対策の実施 ○ごみの収集処分		
要配慮者 班(災害 時のみ)	○避難誘導の指揮 ○安否確認情報の収集 ○安否不明者の取りまとめ・指示	○在宅避難者の把握 ○要配慮者(高齢者、障がい者)の避難誘導 ○要配慮者の安否確認の指揮	○要配慮者の生活状況の把握	
安全点検 防犯班		○ブレーカー遮断の実施・ガス等の消し忘れ防止 ○地域内の安全点検 ○盗難等の防止・防犯		
指定避難 所担当	○避難所開設(発災1時間後) ○避難所運営			

災害発生時には公民館に防災本部を立上げ、昼夜を問わず安否確認、救出救助活動を開始することを基本とします。

発災直後の各班の業務と具体的な行動内容

情報啓発班																																																																																																																																																																																																		
業務内容	(1) 地域内のすべての情報収集と町内地図への記入 (火災・倒壊・安否・救出救助要請・ライフラインなど) (2) 安否確認情報を収集・整理し安否確認表に記入する																																																																																																																																																																																																	
行動手順 (1)	① 自主防災本部に机を並べ中央に町内地図を貼る。 ② 人命に関わる情報を最優先に記入(黒ペン) (救出・救助の必要な箇所を明確し人数や性別などの情報を記入) ③ 火災・倒壊の情報を記入(赤ペン)・・・対象：建物など ④ 居住者の安全確認情報を記入(緑ペン)・・・対象：人 ⑤ 道路状況やライフライン情報を確認し、明らかに支障をきたす箇所の記入(青ペン) (道路の沈下・隆起・橋の落下などの通行の妨げになる状態)																																																																																																																																																																																																	
行動手順 (2)	① 各組からの安否確認情報を整理し記入(経過時間ごと)																																																																																																																																																																																																	
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・情報は基本的に各組が報告することになっている。 ・曖昧な情報や正確性に欠ける場合は調査隊を編成し確認を実施する。 (トランシーバーなどの活用をする) ・透明シートは交換せずに使用することが好ましいが、やむをえず交換の際は、必ず右上に更新日時の記入をする。 																																																																																																																																																																																																	
様式	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="14">5-1 安否確認表</th> </tr> <tr> <th rowspan="3">組</th> <th colspan="3">全体数</th> <th colspan="3">～6時間</th> <th colspan="3">～24時間</th> <th colspan="3">～72時間</th> </tr> <tr> <th>世帯数</th> <th>男</th> <th>女</th> <th>小</th> <th>男</th> <th>女</th> <th>小</th> <th>男</th> <th>女</th> <th>小</th> <th>男</th> <th>女</th> <th>小</th> </tr> <tr> <th></th> <th colspan="2">中学生以上</th> <th>小学生以下</th> <th colspan="2">中学生以上</th> <th>小学生以下</th> <th colspan="2">中学生以上</th> <th>小学生以下</th> <th colspan="2">中学生以上</th> <th>小学生以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>8</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>9</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	5-1 安否確認表														組	全体数			～6時間			～24時間			～72時間			世帯数	男	女	小	男	女	小	男	女	小	男	女	小		中学生以上		小学生以下	中学生以上		小学生以下	中学生以上		小学生以下	中学生以上		小学生以下	1														2														3														4														5														6														7														8														9														10													
5-1 安否確認表																																																																																																																																																																																																		
組	全体数			～6時間			～24時間			～72時間																																																																																																																																																																																								
	世帯数	男	女	小	男	女	小	男	女	小	男	女	小																																																																																																																																																																																					
		中学生以上		小学生以下	中学生以上		小学生以下	中学生以上		小学生以下	中学生以上		小学生以下																																																																																																																																																																																					
1																																																																																																																																																																																																		
2																																																																																																																																																																																																		
3																																																																																																																																																																																																		
4																																																																																																																																																																																																		
5																																																																																																																																																																																																		
6																																																																																																																																																																																																		
7																																																																																																																																																																																																		
8																																																																																																																																																																																																		
9																																																																																																																																																																																																		
10																																																																																																																																																																																																		

(「発災直後の各班の業務と具体的な行動内容」 つづき)

消火班	
業務内容	火災の情報をもとに消火・延焼拡大の防止を行う。
行動手順	<p>① 班員を2班に分けて各可搬ポンプの点検・機材準備を行う。 ※可搬ポンプの場所は町内2箇所（多呂公民館、多呂第2公園内） ※その他、河川や水路など水源として利用できる位置の地図も確認</p> <p>② 班長は班員以外の消火活動に必要な人員を集める。</p> <p>③ 班長の指示のもと火災現場に行き消火方法や延焼拡大の防止策の指示を行う。 ※人命を最優先とし、必要に応じて避難指示を出す。 ※無理のない範囲で鎮火・延焼防止を行う。（無理のない範囲とは、無理な活動による班員の2次災害防止すること。）</p> <p>④ 本部へ状況報告を行う</p>
生活班	
業務	<p>(1) 飲料水の確保</p> <p>(2) 炊出し</p> <p>(3) 在宅避難者の支援</p>
行動手順	<p>① 水源を確認し、水の運搬をする。</p> <p>② 食料の調達（米、味噌などの提供の呼びかけ）</p> <p>③ プロパンガスによる炊出し</p> <p>④ 避難所に届く物資の運搬および配布</p>
救出救助班	
業務内容	生き埋め等からの負傷者の救出・救助活動
行動手順	<p>① 報告された地図情報から生存者の有無を確認する。</p> <p>② 近隣住民に救助活動を依頼する。</p> <p>③ 必要に応じて救助班を編成し、必要資機材を集め救助に向う。 運搬用軽トラ使用可 *1</p> <p>④ ※資機材の一例： ・持上げ用⇒自動車用ジャッキ、角材、ボールなど</p> <p>⑤ 1つの救出・救助活動を完了するごとに本部に報告する。 ※救助困難や二次災害が予想される場合は、無理をせずに本部に報告を行い、負傷者へは声を掛け続けてください。</p> <p>*1) 提供者との運用方法合意のもと3台確保済み</p>

(「発災直後の各班の業務と具体的な行動内容」 つづき)

衛生救護班	
業務内容	(1) 応急手当と搬送計画の作成 (2) 公民館トイレの使用準備とルール作り
行動手順 (1)	<p>① 応急手当を行える人を集めると同時に、救急箱などを防災倉庫・一般家庭から集める。 ※集めた痛み止め、包帯、ガーゼ等は救急箱（防災倉庫内にある予備用木箱）に入れる。</p> <p>② 応急救護のリーダーを決める。 ※医療従事者（医師・看護師）のOB・OGをなるべく選ぶ。 世帯台帳がある場合には参照する。</p> <p>③ 応急救護リーダーは市民トリアージを行い、応急手当などの指示を行う。 ※市民トリアージのやり方は「市民トリアージの実施方法」（36ページ）を参照</p> <p>④ 搬送が必要な時は班長の指示で搬送班を編成し、搬送機材を準備し、指定病院へ搬送する ※搬送の際は、搬送用タグを2枚記入し（タグとは札のこと） 1枚は搬送者・もう1枚は本部の箱に入れ保管する。 ※長距離搬送の場合は、軽トラックなどの活用も有効 ※発災時の医療機関は、近隣では三愛医院が指定されている。 補足：災害時の病院リストは「別表 救護所・救護医院等一覧」（38ページ）を参照</p>
行動手順 (2)	<p>① 組立て式の簡易トイレ（防災倉庫内にある）を組み立てる。</p> <p>② 公民館の男女トイレを災害用簡易トイレに模様替える。 （必要なら外にも設置する。） ※簡易トイレの組立・設置は取扱説明書参照</p> <p>③ 災害時トイレ使用・汚物処理方法を設定し、張り紙等を作成して掲示する。</p>
安全点検班	
業務内容	(1) 地域内の被害状況確認 (2) 盗難（空き巣）等の防止・防犯 (3) ブレーカー遮断・ガス等の消し忘れの確認
行動手順	<p>① パトロール班を組み、トランシーバーで現地状況を本部へ連絡する。</p> <p>② パトロール班（夜警団）を組み、時間・ルートを設定し、器材を揃えて、パトロールを実施し、翌朝状況を本部へ報告する。</p> <p>③ ライフライン供給復旧のタイミングに合わせて、避難者に呼びかける。</p>

(「発災直後の各班の業務と具体的な行動内容」 つづき)

要配慮者班 (協力：組長・民生委員)	
業務内容	要配慮者(高齢者、障がい者)の安否確認、避難誘導
行動手順	<ul style="list-style-type: none"> ① 要支援者の配置シートに収集された安否確認情報を記載する。 ② 安否確認の取れてない要支援者の安否確認をする。必要であれば避難誘導をする。 ③ 必要な生活支援について組長・民生委員に依頼する。
指定避難所担当	
業務内容	避難所運営本部(中郷中学校)を立ち上げ、初期の運営にあたる。 ※町内会副会長1名を含む6名派遣
行動手順	<ul style="list-style-type: none"> ① 発災1時間後に指定避難所に行く。(中郷中学校正面玄関前に集合) ② 大場町内会の担当者と協力し避難所の開設を行う： 「避難所に設置されているコンテナ」(避難所運営基本マニュアル・様式・ピブス等が保管されています)を活用します。 ③ 多呂公民館の災害対策本部との情報連携を無線で取る。

初期消火に努めましょう

火事だ!!!



火が出たら

- ご近所に届く大声で叫んでください
- 自分で消火を試みてください
- 消火活動にあたる人は共助願います

各家庭に
消火器の常備を!!



- ・毎年、消防団第16分団が使用期限が切れた消火器の中身を有料で詰めかえてくれます。
- ・ホームセンター等で新しいのを購入すると、古いのを無料で引き取ってくれます。

知ってますか?

地震が引き起こす電気火災とは、地震の揺れに伴う電気機器から出火や、停電が復旧した時に発生する、【通電火災】のことです。



通電火災とは

地震による家屋倒壊などによって住民が避難した後、無人になった家屋に電気が復旧した時、発熱器具などが原因で発生します

発災後 自宅を離れる時は
必ず ブレーカーを切って!!



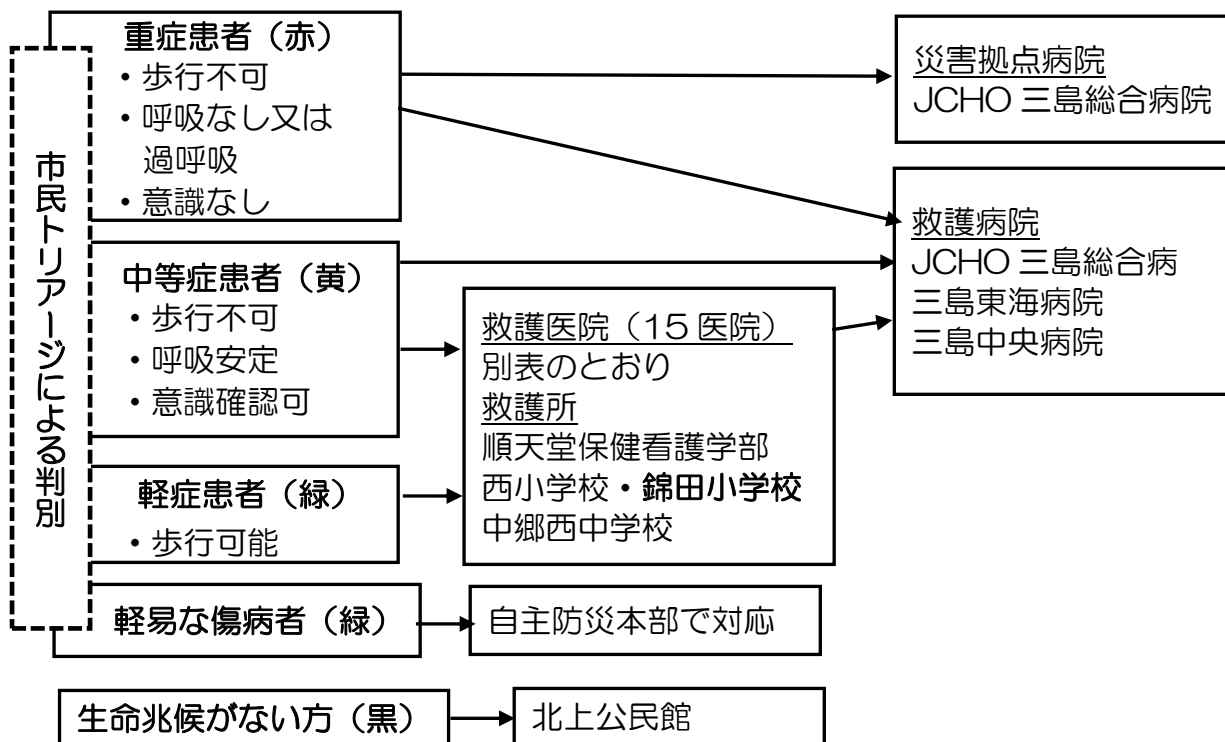
（自動でブレーカーを切ってくれる装置をつけましょう）

分電盤タイプ (内蔵型)	分電盤タイプ (後付型)	コンセントタイプ	簡易タイプ
埋込型	タップ型	おもり玉式	バネ式
分電盤に内蔵されたセンサーが揺れを感知し、ブレーカーを落として電気を遮断。	分電盤に感震機能を外付けするタイプで、漏電ブレーカーが設置されている場合に設置可能。	コンセントに内蔵されたセンサーが揺れを感知し、コンセントから電気を遮断。	ばねの作動や重りの落下によりブレーカーを落として、電気を遮断。
約 5~8 万円	約 2 万円	約 5 千~2 万円	約 2~4 千円
電気工事必要	電気工事必要	埋込型：電気工事必要 タップ型：差し込むだけ	電気工事不要

5 医療救護の方法

各家庭、災害対策本部では、傷病者が発生したときには、市民トリアージにより怪我の程度を判別し、それぞれ指定の病院への搬送、または応急手当を実施します。

(1) 災害時の傷病者の搬送先（市内で震度6弱以上のとき）



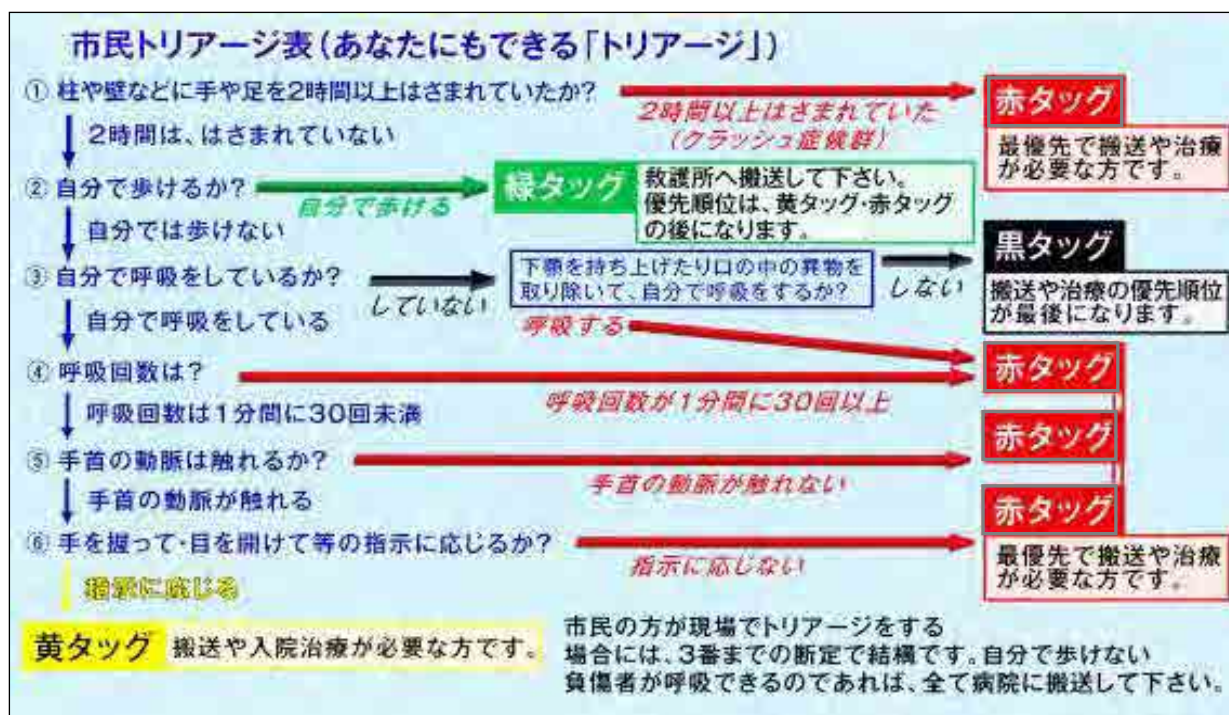
(2) 市民トリアージの実施方法

- 市民トリアージは、市民が「市民トリアージ表」に従い、①から順番に判別して、色のテープ（*1）による傷病者を判定します。迷ったら、重症の方を判定します。
- 各搬送先では医師が再度、正式なトリアージを実施します。

*1：色テープによる傷病者判定

赤テープ	重症者（最優先で搬送し、治療が必要な方）⇒ 災害拠点病院、救護病院へ搬送
黄テープ	中等症患者 ⇒ 救護病院、救護医院、救護所へ搬送
緑テープ	軽傷者 ⇒ 救護医院、救護所へ搬送
黒テープ	生命兆候がないと判断された者 ⇒ 北上公民館へ搬送

「市民トリアージ表」(*2)



*2：市民トリアージ表（NPO法人災害・医療・町づくり HP 抜粋）：

無断転載・複製を禁じられているため複製等をする時は三島市危機管理課へ連絡願います。

トリアージのためのヒント

医療機関でのトリアージについて



トリアージとは

災害時などで医療が十分に行えない状況で、1人でも多くの負傷者の命を救うため、傷病者の緊急度重症度によって、治療や搬送の優先順位を決めることです。

トリアージは いつ・どこで行われるの？

負傷者が病院や救護所へ入る前に、その入り口で行います。

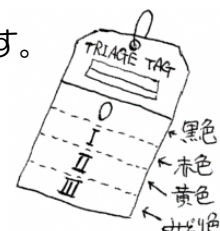
トリアージの結果、『赤タッグ』か『黄タッグ』の方だけを中に搬入して処置します。『緑タッグ』の方は軽傷なので、長時間待って最後に手当を受けるか、自主防災などで応急手当を受けることとなります。

トリアージは1回のみでなく、容態の変化がある場合には再度行います。

トリアージは 誰が行うの？

医師です。状況によっては救急救命士や看護師です。

トリアージを行う者は、治療はおこないません。



- 救護病院に指定されてない病院の医師たちは、自分の病院を閉めて災害時の指定病院に出向き、治療にあたります。
- 救護病院で対応・処置ができない患者さんは、救護病院に搬送されます。
- 通常時の医療現場では重症扱いだが、災害時にはそのようにはなりません。ケガの度合いが「生命に関わるか否か」によって治療に優先順位が付けられるためです。

《 三島市健康づくり課より 》

自分の身内や知人が負傷した場合、誰もが助けたい・助けたい一心で処置や治療を求めるのは当然のことです。しかし、大規模災害時などは、医療品や医療スタッフなど限られた医療資源で1人でも多くの命を救うことが優先されます。1人でも多くの方にトリアージを理解していただき、医療活動がスムーズに行えるよう、ご理解・ご協力をお願いします。



【 別表 】 災害時の救護所・救護医院等一覧

災害拠点病院			
①	JCHO 三島総合病院	975-3031	谷田字藤久保 2276
救護病院			
①	JCHO 三島総合病院	975-3031	谷田字藤久保 2276
②	三島東海病院	972-9111	川原ヶ谷 264-12
③	三島中央病院	971-4133	緑町 1-3
市外	裾野赤十字病院	992-0008	裾野市佐野713
救護医院			
①	鈴木整形外科医院	【旧市内】	971-3653 泉町 12-35
②	三島メディカルセンター	【旧市内】	972-0711 南本町 4-31
③	山口医院	【旧市内】	975-0559 栄町 1-23
④	川崎内科医院	【旧市内】	972-8811 北田町 4-14
⑤	がくとう整形外科クリニック	【旧市内】	975-0785 南町 8-8
⑥	辻林内科	【旧市内】	981-3211 加茂川町 22-14
⑦	芹沢病院	【北上地区】	986-1075 幸原町 2-3-1
⑧	とくら山口医院	【北上地区】	986-8690 徳倉 2-4-13
⑨	渡辺整形外科	【北上地区】	987-1550 萩 188
⑩	後藤医院	【中郷地区】	977-3115 梅名 442-3
⑪	三愛医院	【中郷地区】	977-3770 中島 67
⑫	高野内科循環器科クリニック	【中郷地区】	977-0030 長伏 226-1
⑬	川島胃腸科外科クリニック	【中郷地区】	976-2555 松本 4-6
⑭	斉藤医院	【中郷地区】	977-1413 大場 82-2
⑮	三島共立病院	【中郷地区】	973-0882 八反畑 120-7
救護所			
①	錦田小学校	975-0054	谷田 966
②	西小学校	975-0416	緑町 7-7
③	中郷西中学校	977-4707	梅名 854-1
④	順天堂大学	991-3111	大宮町 3 丁目 7-33

(【 別表 】 災害時の救護所・救護医院等一覧 のつづき)

三島地区人工透析医療機関ネットワーク			
①	JCHO 三島総合病院	975-3031	谷田字藤久保 2276
②	みしま勝和クリニック	972-7751	南田町 4-65
③	関野医院	972-5585	寿町 9-23
④	岡田じんクリニック	977-8915	長伏 224-5
妊産婦助産救護ネットワーク			
①	安達産婦人科クリニック	976-0341	寿町 2-26
②	田中産婦人科医院	971-3541	中央町 6-23
三島市精神科対応医療機関			
①	三島森田病院	986-3337	徳倉 1195-793
②	文教町クリニック	988-7531	文教町 2-1-29
③	三島心療内科クリニック	973-5234	寿町 3-39
遺体安置所			
---	北上公民館	987-5950	萩 312

6 避難所の運営

三島市では、震度 5 強以上の地震が発生した場合には、全ての避難所を開設します。避難所の運営は、三島市の避難所運営基本マニュアル（*1）に従い、避難対象の自主防災組織が連携して行います。多呂は大場町内会防災組織と連携して行います。

*1：三島市ホームページ 参照

<https://www.city.mishima.shizuoka.jp/bousai/detail000102.html>



多呂地区対象の三島市指定避難所

NO	施設名	所在地	電話	避難対象自治会名
19	中郷中学校	大場 250-1	977- 1144	大場（伊豆箱根線路西側）、 多呂 ※風水害時は三島南高等学校

【 避難所運営基本マニュアル 】



【 避難所に設置されているコンテナ 】
避難所運営基本マニュアル・様式・ピブス等が保管されています。

第 9 版

避難所運営基本マニュアル

本 文

【避難所運営の主な役割分担】

市民 (自主防災組織)	(1) 避難所運営の実施主体 (2) 避難者、地域住民への情報の伝達 (3) 本部に要請する食料及び物資の取りまとめ (4) 在宅避難者の把握及び支援
学 校	(1) 市と連携した避難所の開設 (2) 学校の施設管理 (3) 小学校の給食施設での炊き出しの支援
三島市 (現地配備員)	(1) 避難所の運営支援 (2) 市災害対策本部への報告及び要請 (3) 施設管理者（学校）と協力した避難所の開設・閉鎖 (4) 避難所の避難者及び在宅避難者の取りまとめ

令和 4 年 3 月

三 島 市

(避 難 所)

地震時の避難所について



自宅が住めない状況の人は、避難所を利用してください。

『避難所で生活をしないという選択』があることも知って下さい

<p>● <u>地震時の指定避難先</u> 中郷中</p> <p>避難対象の自治会 (※) <ul style="list-style-type: none"> ・多呂・・・約560世帯 ・大場（伊豆箱根鉄道線より西側地区）・・・約400世帯 ※ 伊豆箱根鉄道線の利用者、帰宅困難者も受け入れます。</p>	<p>● <u>避難所へ行かない選択も</u></p> <p>本来 避難所はしんどいところなので、極力そこの生活はしない方がいいことを基本にすえた方がよい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅生活を継続 ・縁故避難・車中泊避難 ・テント避難 など、多様な避難方法があります。
<p>● <u>地震の後 すぐに入れるの？</u></p> <p>地震発生後の避難所は、建屋のチェックが行われてから、入所のための準備を始めます。</p>	<p>● <u>避難所での生活は？</u></p> <p>避難所での生活には、いろいろなルールが設けられています。皆さんで守り、協力しあいましょう。</p>
<p>● <u>避難所は誰が開設運営あるの？</u></p> <p>（指定避難所は）関係する自主防災組織から派遣された人員が、避難している方と協力して開設・運営します。 各避難所に派遣される市の職員（3名）がサポートします。</p>	<p>● <u>ペット同行避難</u></p> <p>避難所では『ペット飼育スペース』が設けられています（※）。キャリーバッグ、ケージでの生活となり、首輪が必要な場合があります。日頃からエサや飲み物を含め、ペット用持ち出し袋を準備しておきましょう。 ※三島市では地震時はすべての避難所において、ペット同行避難ができますが、風水害時については一部の避難所のみとなります。</p>
<p>● <u>避難所はどんな時に開設されるの？</u></p> <p>地震： <ul style="list-style-type: none"> ・市内で震度 5 強以上が発生したとき ・避難情報（避難指示等）を発令したとき ・「南海トラフ地震臨時情報」が発表され市長が必要と認めたとき ・自主的な避難者があったとき（自主避難者） </p>	<p>（三島市『避難所運営基本マニュアル』から抜粋） ※ 三島市ホームページやみしまるホットメールなどに開設情報が載ります。</p> <p>風水害： <ul style="list-style-type: none"> ・該当地区に避難情報（避難指示等）を発令したとき ・自主避難者があったとき </p>

※ 年に 1 回、中郷中学校避難所開設訓練が行われています。

多呂からも参加しています。**避難所の様子を見ることが出来る貴重な機会**です。
参加を希望される方は自治会役員まで連絡してください。

※ 避難所では犯罪が起きることがあります。

『1 人で行動しない』『女性と子供を被害から守る』
など、細心の注意を払いましょう。



第5章 平常時の取り組み

1 防災訓練・研修

4つのポイント

- ① 訓練は、参加が増えるよう楽しめるような要素を意識して企画する。
- ② 訓練は、災害種別（地震・風水害）や訓練の目的を明確にして企画する。
- ③ 訓練実施後には課題を話し合い改善に繋げる。
- ④ 中高生に役割を与え、若い活力を引き出す。

訓練の目的	実施内容
災害対策本部の設置	本部設置訓練、情報伝達訓練、災害図上訓練（イメージTEN）
初期消火	消火器訓練、可搬式消防ポンプ操作訓練、バケツリレー消火器の定期点検
安否確認	黄色いハンカチ作戦による安否確認訓練
救出・救助	重量物除去訓練、防災資機材の定期点検
医療救護活動	AED操作訓練、身近なものを使った応急手当講習、通常の担架搬送訓練、毛布による担架搬送訓練、市民トリアージ講習
高齢者・障がいのある人等の避難支援	避難行動要支援者の確認、車椅子、リヤカーによる避難訓練
生活支援	災害時のトイレ対策訓練、炊き出し訓練
避難所の開設	避難所開設訓練、避難所運営ゲーム（HUG）



「防災玉手箱」を活用した防災本部設置の訓練



救護訓練



消火器を使用した消火訓練



組み立てた
仮設トイレの
外観



可搬式消防
ポンプを使用
した放水訓練

2 各家庭に対する啓発

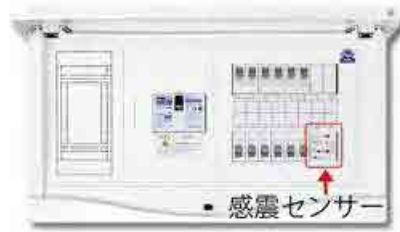
啓発 1 防災訓練や研修会の中で次の事項について計画的実施

	テーマ	啓発のポイント
重点実施	住宅の耐震化	特に昭和56年以前建築の住宅の耐震化の促進
	家具類の固定化 *1	家具の固定又は利用の少ない部屋へ家具の移動
	飲料水や食料の7日分の備蓄 *3	食料はローリングストックを活用、飲料水は1人1日3Lを7日分備蓄
	災害用トイレの対策	各家庭での携帯用トイレ、簡易トイレ、ビニール袋、凝固剤等の備蓄
家庭内の対策	感震ブレーカーの設置の促進 *2	電力の復旧に伴う通電火災に備える
	家庭用消火器の設置	台所近くに設置すること
	安否確認用黄色いハンカチ作戦	黄色いタオル等の備え置き黄色いハンカチなどを掲げ、我家は大丈夫！を周知
	非常用持ち出し袋の備え	ライト、ラジオ、予備電池
	寝室の備え	寝室の近くに履物、ライト、ラジオ、衣類、簡易テント等の用意（特に履物は重要）
家族間	災害時の情報収集手段の確認	テレビ、ラジオ、市民メール、同報無線、SNS等、ハザードマップ
	家族間の連絡手段	災害伝言ダイヤル171の活用、家族の集合場所及び連絡方法
子供	防災クイズ	町内のイベントなどの機会に基礎的な防災知識をクイズ形式で啓発
地震・風水害対策	地域の危険箇所を把握	ハザードマップや三島市HPで危険な箇所を確認して、避難対象の地区はどこか確認
	避難場所や避難経路を確認	避難対象地区の避難場所や避難経路を確認し、避難経路で土砂災害が発生しないか、浸水して通れなくなかないか確認
	地域内での連絡方法の確認	市→町内会長→防災委員→避難対象世帯（各町内で明確にする）の連絡網の構築

*1: 家具の転倒 (例)



*2: 感震ブレーカー



感震機能付電盤



外付けタイプ

注] 家具の転倒防止や感震ブレーカーの設置は市の補助金を活用しましょう。

*3: **自分と備蓄を!!**

- 多呂公民館に備蓄食料はありません。
 - 飲料は 120ℓ分あります。
- 中郷中学校には食料と飲料の備えがいくらかあります。
 - 缶詰式パン 4000 個、飲料 240 本



しかし

中郷中学校を地震発生時の指定避難場所とする対象は、多呂（約 500 世帯）と伊豆箱根鉄道線路より西側の大場（約 400 世帯）、そして電車や道路不通により帰宅困難になった方達です。避難者 1 人につきどれだけの備蓄品が配布されるかわかりません。

- 乳幼児用・高齢者用・アレルギー有りの方々のための食料はありません。

備蓄用食料&飲料は各自で用意しておきましょう



国が推奨する **1人 x 7日分** を用意しておこう・・・根拠

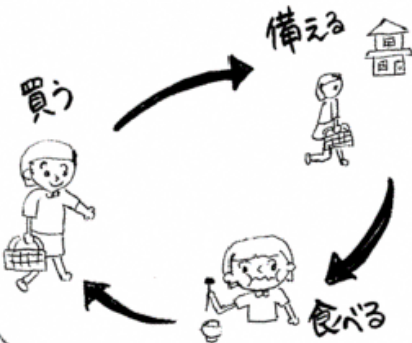
尋常でない規模の大災害の場合は、行政の支援をすぐに開始することが難しいと考えられており、2013年に『大規模災害に備えて、1人 x 7日分を備蓄』という報告がされました。

自分で備蓄していなくても、避難所へ行けば大丈夫だろうと考えるのは危険です。

備蓄のヒント

ローリングストック《循環型備蓄方法》

- 日頃から利用している食料や日用品を少し多めに買い置きし、普段使いしながら使った分を買い足し、常に一定の備蓄量を保つ。



- 長期保存可能な防災食料を備蓄しておき、消費期限が近付いた物は食べてまた買い足しておくのもいいです。



啓発 2 防災訓練、研修会、回覧等の中で「自助」「共助」と「個人の想像力」の意識を高める啓蒙を行う

啓蒙内容

■ **自助・共助が重要です!!**

地震

自助とは・・・災害が発生した時に、まず自分自身の身を守ること
共助とは・・・地域やコミュニティといった周囲の人たちが協力して助け合うこと

◎ **公的支援はすぐに来ることはできません**

災害が発生した時、被害や範囲の規模が大きければ大きいほど、行政の支援（役所・消防・警察・自衛隊など）の手が、私たちのもとに届くには時間がかかります。道路も被害を受けているうえに、行政の人手にも緊急車両の数にも限りがあるからです。

◎ **自助・共助がとても重要です**

行政の支援『公助』を待つだけでなく、**地域や自らが助け合う『自助・共助』**がとても大事となります。

例えば地震の場合

地震によって倒壊した建物から救助され生き延びる事ができた人の約8割が家族や近所の住民によって救助されたという調査結果が出ています。

自助・共助の精神を高めましょう

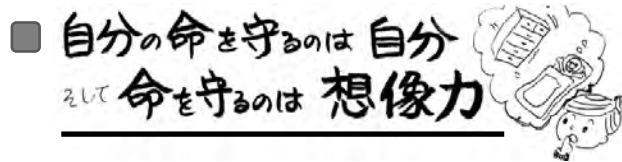
(ほどよい距離でご近所付き合いを大切に)



◎ **風水害への対応は基本的に『自助』です**

水害

各々で避難計画（マイ・タイムライン）を立てておいてください。有事の時は、パニックに陥ることなく、立てておいた計画に沿って行動しましょう。（マイ・タイムラインについては22ページを参照）



■ **自分の命を守るのは自分**
そして **命を守るのは想像力**

想像することが 防災・減災の第1歩です!!

テレビ画面に映る災害の被害状況は、私たちにとって『対岸の火事』ではありません。自分の身に置き換えて想像してください。危険を先読みして来たる災害に備えましょう。

◎ 地震について想像してみましょう

自宅の寝室で寝ている時、居間でテレビを見ている時、食事をしている時

ドーン グラグラ 大地震発生!! 下から突き上げられ、立ってられない揺れ。

揺れにほんろうされ自分の意志では行動もできない。
多分、その瞬間は何も考えられず、何もできません。

◎ 必ずやってくる大地震。こんな場面を想像してみてください!!

倒れてくるタンスはありませんか? 棚から落ちてくる物はないですか?

テレビが!! 食器棚が!! 冷蔵庫が!! 本棚が

・・・ **凶器と化して** 自分や家族を襲ってきませんか?



◎ 揺れがいったん収まった時の自宅を想像してみてください!!

人が家具の下敷きになってしまったり、落下してきたり飛んできた物や物がぶつかって、流血したりしていませんか?

倒れてきた家具にふさがれて外に出られない、割れた食器やガラスが床に散らばっていて歩くことができない!

夜中に地震が発生したらどうしましょう。

停電して懐中電灯もなくして何も見えず・・・。

◎ 家の外へ逃げ出せたとして その後のことを想像してみてください!!

- ・ 在宅していなかった家族に連絡をとりたけれど携帯電話がない!
あつたけど電池残量がない …
- ・ 飲み忘れていけない持病の薬を忘れてしまった。薬の名前を覚えていない …
- ・ 喉がカラカラだ。子どもが泣き出した。水や食べ物を持ってこなかった …
- ・ 防災バッグを用意して持ってこられるようにしておけばよかった …
- ・ あれも、これも、それも、すぐ持ち出せるように準備しておけばよかった …
- ・ . . .



◎ 地震発生後の家の中を想像して

ひとつでも多く危険を減らしておいて下さい。

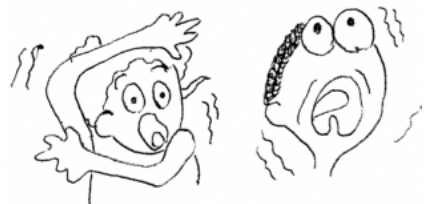
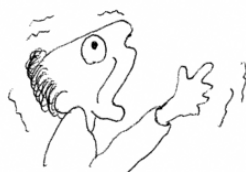
◎ 発災後の生活を想像して 必要な物は
用意しておいてください。

それらを 持ち出せるようにしておいて下さい。



下じきになると避難できません
地震の犠牲者は圧迫死が9割だとか。
「地震の瞬間は何もできない」
と、考えることが大切です。

想像力の欠如が犠牲者増に



第6章 活動計画

「多呂地区防災計画」の実行性を高めるため、平常時から定期的に会合や防災訓練を実施し、定期的に計画を見直します。

*1：防災全体会議：自治会4役＋防災委員＋防災強化対策委員

*2：防災強化対策委員会：自治会4役＋防災強化対策委員

*3：防災委員会：自治会4役＋防災強化対策委員＋班長・副班長

実施する活動


時期	活動
4月	<ul style="list-style-type: none"> 防災全体会議 *1（役割分担編成、指定避難所担当選任） 防災強化対策委員会 *2（各班の行動、活動内容研修） 可搬式消火ポンプの点検
5月	<ul style="list-style-type: none"> 防災資機材点検 可搬式消火ポンプの点検 防災全体会議（防災機材点検、可搬式消火ポンプ訓練報告） 防災委員会 *3 可搬式消火ポンプ訓練 世帯台帳のアップデート／要支援者の把握
6月	<ul style="list-style-type: none"> 防災全体会議（本年度の総合防災訓練の内容を決める） 可搬式消火ポンプの点検
7月	<ul style="list-style-type: none"> 可搬式消火ポンプの点検
8月	<ul style="list-style-type: none"> 可搬式消火ポンプの点検
9月	<ul style="list-style-type: none"> 防災強化対策委員会 可搬式消火ポンプの点検
10月	<ul style="list-style-type: none"> 防災委員会（総合防災訓練内容を最終決定） 防災全体会議 可搬式消火ポンプの点検
11月	<ul style="list-style-type: none"> 防災強化対策委員会（総合訓練事前段取り協議） 防災全体会議 可搬式消火ポンプの点検
12月	<ul style="list-style-type: none"> 総合防災訓練（多呂町内一斉訓練） 防災委員会（訓練の反省と次年度課題設定）
1月	<ul style="list-style-type: none"> 可搬式消火ポンプの点検
2月	<ul style="list-style-type: none"> 可搬式消火ポンプの点検
3月	<ul style="list-style-type: none"> 可搬式消火ポンプの点検

課題を解決するために今後行うこと

優先順位	課題を解決するために今後行うこと	時期
1	新年度世帯台帳の見直し充実	定例会で設定
2	避難行動弱者支援認定と確定	定例会で設定
3	機材更新・購入等検討	通常総会・定例会で設定

資料編 1 災害情報の収集方法や連絡先

1 最寄りの避難所等の情報収集


アプリ名	概要	入手方法
静岡県総合防災アプリ	各種緊急情報の通知、ハザードマップの確認、平時の防災学習や避難トレーニングまで、災害時に幅広く役立つアプリ	 上記 QR コードでアクセス


2 気象情報の収集

テレビ、ラジオのほか、下記のサイトで気象情報等を入手することができます。

サイト名	概要	URL
国土交通省 川の防災情報	全国の雨量、河川水位、積雪情報などをリアルタイムで公開	https://www.river.go.jp/porta1/#80
静岡県土木総合 防災情報 (サイボスレーダー)	静岡県の気象情報、雨量、河川水位、観測地点のライブカメラ映像など	http://sipos.pref.shizuoka.jp/
気象庁	気象庁が発表する気象情報、地震・津波情報を掲載	http://www.jma.go.jp/jma/index.html
静岡県の土砂災害情報	土砂災害危険箇所マップ、土砂災害警戒区域、特別警戒区域マップなど掲載	http://www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/ke-350/sabouka/dosyasaigaijohoumap.html

3 市が発信する避難情報等の情報収集

サイト名	概要	登録、受信方法など
みしまるホットメール	三島市が行っている登録制のメール配信サービス。避難情報や災害等に関し緊急情報を配信する。また、防犯情報やイベント・お出かけ情報 など、様々な情報を選択して受信することが可能。※登録は無料ですが、メールの送受信は自己負担となります。	【登録方法】 下記アドレスかQRコードで空メールを送信して登録 ・メールアドレス mishima-entry@sbsrelief.isseimail.jp ・QRコード 

三島市地震・防災情報トップ	三島市公式ホームページ内の地震防災情報に関するページ。	三島市災害情報 検索 
三島市公式LINE	三島市が行っている登録制のLINE配信サービス。災害などの緊急情報や、イベント情報を配信する。	三島市公式LINE 検索 
フェイスブック	三島市公式フェイスブック	三島市公式フェイスブック 検索 
ツイッター	三島市公式ツイッター	三島市公式ツイッター 検索 
FMラジオ	災害時に三島市が発信する緊急情報をFM局が放送。	FMみしま・かなみ 77.7MHz
同報無線 (声の広報)	市内に設置している屋外スピーカーを用いた音声放送。	【同報無線テレホンサービス】 同報無線（声の広報）で放送した内容（過去24時間以内）の放送内容を電話で確認できます。 ・フリーダイヤル 0120-212184（通話料無料） ・フリーダイヤルが利用できない場合 055-975-2121（通話料有料）
防災ラジオ *1	同報無線（声の広報）を受信できる「防災ラジオ」を販売。 	危機管理課にて1台1,000円で販売 ①AM・FM・同報無線が受信可能です。 ②同報無線の自動受信、ラジオ放送の自動切替えが可能です。 ③電源は単三乾電池3本、家庭用AC電源（100V）どちらも可能です。 ④LEDライト付きです。

*1：2022年8月1日現在、防災ラジオは完売となっています。

販売再開は2023年3月末になる見込みです。

危機管理課にお問い合わせください。TEL：055-983-2650



防災・被災者支援のための公的補助制度を活用しましょう。

(注) 補助制度は変更・打ち切りになることがあります。都度確認しましょう。

三島市の耐震制度について (担当: 計画まちづくり部住宅政策課 電話 055-983-264)

昭和56年5月31日以前に建築された、建築物等の耐震化のためのプロジェクト「TOUKAI (東海・倒壊) -0 (ゼロ)」のもと 次の事業 (制度) があります:

- わが家の専門家診断事業
- 非木造住宅の耐震診断事業
- 木造住宅の耐震改修事業
- 木造住宅の除却事業
- ブロック塀等耐震改修促進事業
- 特定建築物耐震改修事業
- 緊急輸送道路沿道建築物耐震改修事業

感震ブレーカー設置補助事業 (担当: 企画戦略部危機管理課① 電話: 055-983-2751)

いつ起こるかかわからない南海トラフ地震への対策として、感震ブレーカーの設置が重要です。感震ブレーカーの取付けにかかる費用の一部を市が負担します。

家具転倒防止事業のご案内 (担当: 企画戦略部危機管理課① 電話: 055-983-2751)

いつ起こるかかわからない東海地震への対策として、家具の固定は効果的です。対象世帯に5品までの家具固定器具の取付けにかかる費用を市が負担します。

しずおか住宅ローン優遇制度 (担当: 計画まちづくり部住宅政策課 電話 055-983-2644)

各金融機関では建替え等をする場合、木造住宅の補強工事及び建替えをする場合、しずおか住宅ローン優遇制度が受けられます。

生け垣づくり (担当: 計画まちづくり部水と緑の課 電話番号: 055-983-2642)

生垣は、地震に際してもブロック塀のような倒壊の危険はありません。市では緑豊かな街づくりと安全な生活環境を推進するため生垣用の苗木を配布します。

地震、風水害・火災など、災害に遭遇してしまったら・・・

被災者支援制度

地震、風水害、火災等により被災された方々に対して、各種支援制度 (令和4年4月現在) があります。各制度の詳細については、市担当課までお問い合わせください。



災害で住まいが被害を受けたら『罹災証明書』を発行してもらいましょう (*1)

災害による建物の被害の程度を証明する罹災証明書を発行してもらうことで、公的支援や民間支援がうけやすくなります。罹災証明書は、市の職員が被害を受けた建物の調査を行い、被害箇所を確認して発行されますが、時間を要する場合があります。直ちに修繕・修理を行わないと危険な場合には、デジタルカメラやスマートフォン等のカメラで建物の被害箇所を撮影 (*2) しておき、罹災証明書の申請時や調査員による調査の際に提示してください。被害状況が確認できない場合には、罹災証明書の発行ができないことがあります。

*1: 罹災証明書の発行

★火災により被害 (住家以外も含む) が生じ、消防署の調査を受けた方に対し「罹災証明書」を発行します。	三島消防署予防係 972-5800
★地震、風水害等の災害 (火災を除く) により住家に被害が生じ、公的支援を必要とする方に対し、住家の被害程度を判定した「罹災証明書」を発行します。	課税課資産税係 983-2758 983-2627
地震、風水害等の災害 (火災を除く) により、住家以外の家屋、構築物等 や土地について、被害があったことを証明する「被災証明書」を発行します。	課税課資産税係 983-2758 983-2627



*2: 掃除や片付け、修復の前に建物を4方向から、家の中も細かく撮影することが大切!



4 緊急時の連絡先

施設	要請、問い合わせ	電話番号
三島市 危機管理課	【三島市災害対策本部】 被害状況や避難情報等の市の対応等	055-983-2650
三島市 健康づくり課	【三島市医療救護対策本部】 医療救護病院、救護医院、救護所につ いて	055-973-3700
三島市土木課	市道や市管理河川の復旧等	055-983-2638
三島市水道課	断水の復旧状況や水道管の破裂等	055-983-2659
三島市 下水道課	下水道の復旧状況や下水道管の破裂等	055-983-2661
富士山南東 消防本部	三島消防署	055-972-5800
	災害テレホンサービス 火災や救助などの情報	055-983-0105
	救急テレホンサービス	055-983-0116
	火災や救急要請	119
三島市社会福祉 協議会	【市災害ボランティア本部】 被災者が必要としている支援やボラン ティアの募集	055-972-3221
東京電力 カスタマー センター	停電の復旧状況や電線の切断・垂れ下 がり等	0120-995-007 (平日・休日問わず 24H 対応)
静岡ガス(株) 東部支社	ガス供給の復旧状況やガス漏れの発見 等	055-927-2811
株式会社 NTT 西日本	公衆電話等の機器の故障、電話線の切 断・垂れ下がり等	113 (平日・休日問わ ず 24H 対応)
三島警察署	交通規制情報や犯罪の予防	055-981-0110
伊豆箱根鉄道(株)	鉄道の運行状況	055-977-1201
(株)FM みしま・か んなみ	コミュニティエフエム	055-981-8600
国土交通省 沼津河川国道事 務所	国の河川や道路の管理	055-934-2001
静岡県沼津 土木事務所	県の河川や道路の管理	055-920-2202
静岡県 東部地域局	県東部地域の災害対応	055-920-2180

資料編2 防災資機材や備蓄食料（一覧）

多呂自主防災会の防災資機材と備蓄食料は公民館内や防災倉庫等に保管され、自主防災会の各班が維持・管理しています。

保管場所に保管されている防災資機材・備蓄食料の概略リスト（*1、*2）

① 多呂公民館内

番号	品名
1	防災玉手箱
2	ヘルメット（防災本部要員用）
3	ビブス（防災本部要員用）
4	腕章（防災本部要員用）
5	炊出し用の器具類
6	食器類
7	ガスストーブ
8	プロパン発電機
9	備蓄飲料水、食料等
10	車椅子
11	提灯（パトロール／防犯用）
	等

*1： 各保管場所や個別の保管箱（例えば救急箱）内には、適宜、詳細な管理リストが備えられています。

*2： 保管場所の番号（例：①）は「保管場所の所在（概略地図）と外観」（54 - 55 ページ）の番号に対応します。

② 多呂公民館前 倉庫

番号	品名
1	テント
2	毛布
3	ブルーシート
4	土嚢袋
5	ごみ袋
6	ロープ
	等

③ 多呂公園 防災倉庫内（1/3）

番号	品名
1	救急箱（No.1～5）
2	救急箱（予備用木箱）
3	仮設トイレ（ボックストイレ）
4	スワットイレ
5	防災テント（仮設トイレ用）
6	携帯ラチオ
7	発電機
8	強力ライト
9	投光器
10	電工ドラム
11	電池式メガホン
12	メガホン
13	誘導棒
14	アルミリヤカー
15	ハンマー（架けや）大、小

③ 多呂公園 防災倉庫内（2/3）

番号	品名
16	ジャッキ
17	スコップ
18	チェーンソー
19	ノコギリ
20	バール
21	ラチエットレンチ 17x21
22	ナタ
23	鍬
24	手掻き
25	番線カッター
26	担架作成用竹
27	毛布
28	バケツ
29	ポリ容器
30	ガムテープ

③ 多呂公園 防災倉庫内 (3/3)

番号	品名
31	軍手
32	ブルーシート
33	ホースリール
34	砂袋
35	車椅子のスロープ
36	炊飯器
37	草刈り機
38	ガソリン缶
39	一輪車
40	空気入れ
	等

④ 多呂公園
可搬式ポンプ置場倉庫

番号	品名
1	可搬式ポンプ

⑤ 多呂第2公園
可搬式ポンプ置場倉庫

番号	品名
1	可搬式ポンプ
2	テント

保管場所の所在 (概略地図) と外観



(保管場所の外観)



① 多呂公民館

② 多呂公民館前 倉庫



① 多呂公民館内 ヘルメット、
ピブス等保管棚 (階段踊り場)



③ 多呂公園内 多呂自主防災会倉庫



④ 多呂公園内
可搬式ポンプ置場倉庫と可搬式ポンプ



⑤ 多呂第2公園内
可搬式ポンプ置場倉庫と可搬式ポンプ

1 避難情報の種類

種類	住民に求める行動
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ●避難行動に時間を要する人… 避難に時間を要する人（ご高齢の方、障がいのある方、乳幼児等）は避難を開始しましょう。（避難支援者は支援行動を開始） ●通常の避難行動ができる人…いつでも避難ができるよう準備をしましょう。身の危険を感じる人は、避難を開始しましょう。
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ●通常の避難行動ができる人…避難場所への避難をしましょう。ただし、ハザードマップ等で安全を確認できる場合には、親戚・知人宅への避難について、普段から検討しておきましょう。また、避難場所への移動がかえって危険と判断する場合は、屋内での安全確保（安全を確保できる場所に留まる、又は屋内の2階以上の安全を確保できる高さに移動する）を行いましょう。
緊急安全確保 ※必ず発令される情報ではない	<p>既に災害が発生、又は切迫した状況です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●既に避難中の人…避難行動を直ちに完了しましょう。 ●避難していない避難対象の人…直ちに自らの命を守る最善の行動をとりましょう（屋内の2階以上や斜面と反対側の部屋に逃げるなど）。

2 警戒レベルととるべき行動（マイ・タイムライン）

マイ・タイムラインとは

台風や大雨の水害等、これから起こるかもしれない災害に対し、一人ひとりの家族構成や地域環境に合わせて、あらかじめ時系列で整理した自分自身の避難行動計画のことです。

ハザードマップを利用して、一人ひとりのマイ・タイムラインを作成しましょう。

マイ・タイムラインは三島市ホームページよりダウンロードできます：

PC、スマホで（ ⇒ ）もしくは



自宅での避難生活の努力をしよう

被災後 どこで暮らすか — 在宅避難のすすめ —

「災害が起きたら、避難所で暮らすしかない」 そう思っていないですか？
でも避難所で暮らすことは選択肢のひとつにすぎません。
地域防災拠点には「自宅に住めない人が避難する場所」です。

避難所の場所は限られています。本当に避難が必要な人のために自宅での生活が可能であれば、在宅避難(自宅での避難生活)をしましょう。
プライバシーの確保が難しい避難所より、住み慣れた家で過ごす方がストレスが少ない被災生活を送れます。

在宅避難をするには

〈自宅の安全対策〉

●自宅を耐震診断しましょう



●自宅を耐震化しましょう

三島市では、地震発生時における既存建築物またはブロック塀などの倒壊・転倒による災害を防止し、市民の生活および財産を保護するため、家屋の診断、耐震補強に関する補助事業を実施しています。

●家具の転倒防止をしましょう

震災では、家具の転倒により下敷きとなって亡くなる方が多く発生しました。大切な命を守るために、家具には転倒防止器具を取り付けましょう。
三島市では家具固定器具の取り付けにかかる費用を市が負担します(条件あり)

●備蓄をしておきましょう

発災後の様子を想像して、食料・飲料・生活用品などを自宅に備えておいて下さい。



テントも選択のひとつ
組み立てが簡単なものもあります。
周りを気にせず、足をのびして横に寝よう

1 地震（震度階級）

震度階級	状況	震度階級	状況
震度0	人は揺れを感じない。	震度5弱	大半の人が恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。棚にある食器類や本が落ちることがある。
震度1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	震度5強	物につかまらなないと歩くことが難しい。固定していない家具が倒れることがある。
震度2	屋内で静かにしている人の大半が揺れを感じる。	震度6弱	立っていることが困難になる。固定していない家具の大半が移動し、倒れるものが多くなる。
震度3	屋内にいるほとんどの人が揺れを感じる	震度6強	這わないと動けない。固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。
震度4	ほとんどの人が驚く。電灯などのつりさげ物は大きく揺れる。	震度7	耐震性の低い鉄筋コンクリート造の建物では、倒れるものが多くなる。

（気象庁「震度と揺れ等の状況（概要）」から抜粋して作成）

1 備蓄品・非常持ち出し品

備蓄品	非常持出品
<ul style="list-style-type: none"> 工具セット サランラップ ビニール袋 (雨具・敷物・トイレ) ランタン カセットコンロ (炊きできる) 給水ポリタンク (給水時便利) ベットのえさ ティッシュペーパー ロープ ウエットティッシュ 水のいらないシャンプー 携帯トイレ 	<ul style="list-style-type: none"> 食糧品 (備蓄は7日分) 現金・貴重品 お薬手帳 救急医療品 常備薬 懐中電灯・携帯ラジオ 厚手の手袋 ライター・マッチ 生理用品 寝袋 粉ミルク 携帯カイロ 飲料水 (備蓄は1人1日最低3リットル) 衣服 (長袖・長ズボン) 防寒衣 (上下) 毛布 長靴

2 災害時のトイレ対策

携帯トイレ、どれくらいの数を備えたいの？

※内閣府(防災担当)「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」より

めやすは $1人1日 5回分 \times (1週間) 7日分 \times 家族の人数分$

ふだん、1日に何回トイレに行くか考えてみよう

1人につき……「1日5回分を1週間分」をめやすに備蓄しよう

5人家族 だったら？ $5 \times 7 \times 5 = 175$ コ!

災害用トイレの例

携帯トイレの種類は市販までに2パターン

吸水シートで水分を吸わせるタイプ 粉末状の凝固剤で固めるタイプ 携帯トイレ

※「携帯トイレ」とは災害用トイレのうち、既存のトイレ等に被せて用いるもので、便袋に吸収シートが付いたものや、便袋と凝固剤を併用するもの。(「携帯トイレ」には様々な製品があります。)

携帯トイレの使い方

※排泄物の搬出方法は各市町が示すルールに従いましょう。

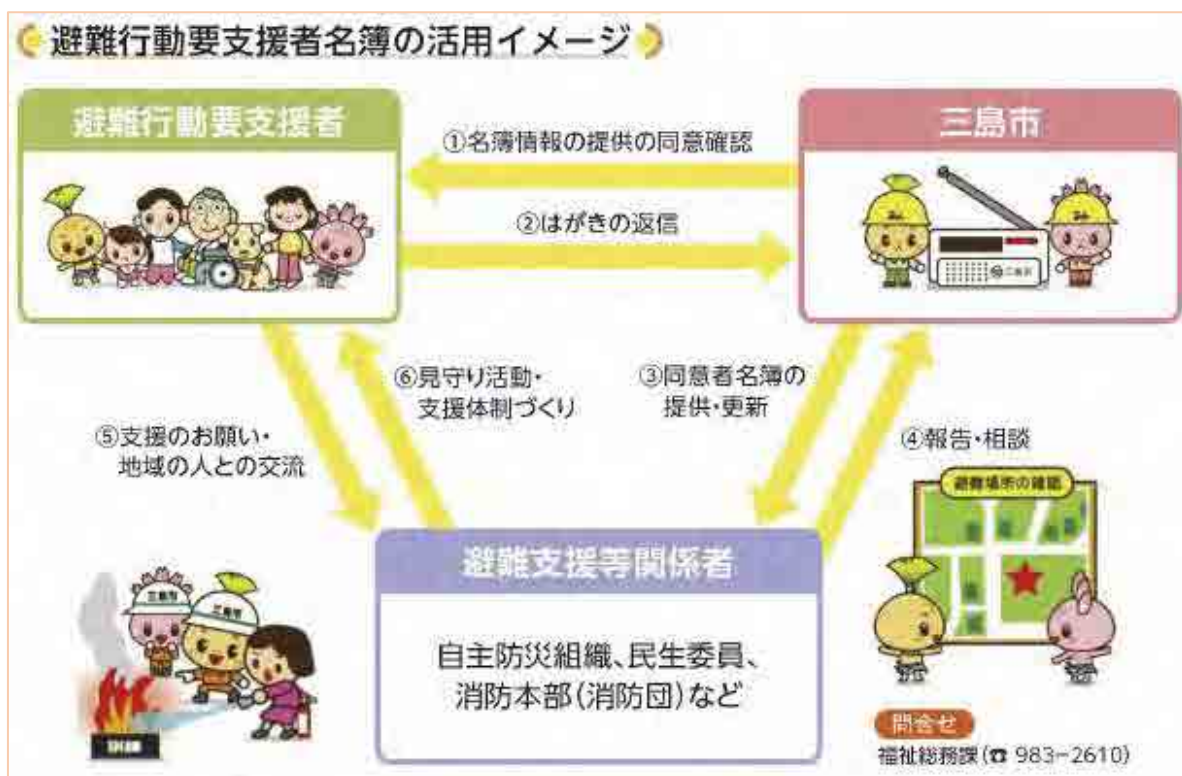
- 便座を上げて、こみ袋(大きめの)をかぶせる
- 便座の上から携帯トイレの袋をかぶせる ※はずれないよう携帯トイレの袋のふちを便座の下にくるむようにしてはさむ
- 使用後、携帯トイレの袋のみはずして口をしる
- 密閉できる容器や袋に入れ、一般ごみと分別して保管

3 避難行動要支援者

(1) 避難行動要支援者とは

「災害時に、自力で避難することが困難で、避難所へ避難する際に家族以外の第三者による支援を必要とする方々」を言います。三島市では、在宅で生活し、下記のいずれかに該当する方を避難行動要支援者として定めています。

- ① 要介護認定3～5の方
- ② 身体障害者手帳1～2級の方
- ③ 精神障害保健福祉手帳1～2級の方
- ④ 療育手帳A判定の方
- ⑤ 難病患者の方
- ⑥ 一人暮らし高齢者（80歳以上）又は高齢者のみの世帯
- ⑦ 自治会が支援の必要があると認めた方



自分で 簡易トイレの用意を!!

災害時には、断水や停電、下水道設備の破損等により、水洗トイレは使用できなくなる。

近年の災害現場でも大きな問題となった。

『食べること・飲むこと・排泄すること』は切っても切れないもの
避難所トイレは汚物の山ができ、し尿処理も困難に。

『トイレパニック』という言葉が生まれている。



知ってましたか?

発災直後、自宅が倒れずとも、トイレに水を流すのはNGです。

便器から先つまり、排水管が損傷を受けていたら、汚物があふれ出てしまいます。

排水管が壊れているケースがあるので、確認が取れるまでは水は流さない。また、

詰まらせてしまうと、下水が復旧してもトイレが長く使えない状況になってしまうかも。

避難所である中郷中には、下水道に直接つなげて使用する『マンホールトイレ』を
設置する用意がありますが、下水管が損傷を受けていたら 使えません。

非常用簡易トイレを備蓄しておくことは、必須です!

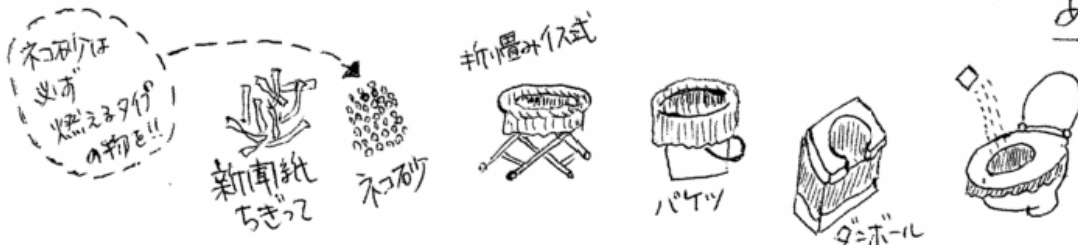
水を飲まなきゃ病気を引き起こす
何か食べなきゃ体力がもたぬ

飲めば 排泄したくなる
食べれば

我慢は禁物
色んな病気を
引き起こす

・通販・ホームセンター・100均など、各所で防災用品が
売られています。

また 汚物の凝固剤の代わりに新聞紙やネコ砂を使う方法
便器の代わりにダンボールやバケツを使うなど 色々な方法が
あります。



汚物は通常のごみとは別の袋に入れ、
汚物の回収が始まるまでは
自宅で保管してください。



人間は、1人につき、1日3ℓの水が必要

- 食物や飲料から体内に取り込む水分と、尿や汗として対外に出ていく水分の収支バランスを計算した上で出て来た数字が 1人、1日3ℓ です。
- 水分不足は血流の問題を引き起こし、生命の危機が!!
血液ドロドロになり、脱水症、熱中症、血液低下、心筋梗塞、脳梗塞 etc.
- トイレの回数を減らすために水分を控えるのは禁物です!!
手持ちの水が、支援が来るまでの『命の水』になる。
(災害が大きければ大きい程、支援が届くのは遅くなる)



自分で飲み水の備蓄をして下さい

資料編6 自動販売機会社との協定

自動販売機会社との合意により、災害時には、状況に応じて公民館前に設置されている自動販売機を開放し、飲料水として提供することが可能です。自治会長（自主防災本部長）により開錠されます



多呂公民館前の自動販売機

● 家族との安否の取り合い方を決めておこう

(例) 災害伝言サービス ダイヤル 171

毎月 1 日と 15 日に体験できます。
正月三が日にも実施しています。

● 被災地での犯罪行為に注意

被災地では、空き巣・窃盗が横行することがあります。多呂地区では(安全点検班が)パトロール班を組んで、地区のパトロールを実施することにしています。ご理解、ご協力ください。

● 睡眠不足は危険がいっぱい

睡眠不足が原因で多くの病気が引き起こされます。

- 避難所では寝づらい。そんな時、テント泊や車中泊も手段のひとつです。
- 車の椅子で寝る時はエコノミー症候群に気を付けて！

● 持病薬のストックをしておこう

服用を欠かしてはいけない薬は、常に何日分かを多めに手元に置いておきましょう。

「おくすり手帳」のコピーを非常持ち出し袋に入れておくとうよいですね。
処方してもらえなくなったとしても、薬名がわからなくては困ってしまいます。

● 携帯端末の充電切れの対策をしておこう

連絡を取り合ったり、情報を集めたりする時など、欠かせない道具となった携帯電話。

しかし、

- 災害時に充電が切れてしまったら
・・・
- 充電場所が設置されたとしても長蛇の列が・・・

太陽光充電器・手回し充電器・乾電池式充電器などの用意をしておくと安心です。

● 必要な食べ物を用意しておこう

- 粉ミルク、離乳食
- アレルギー食
- 高齢者など「やわらかい食事」が必要な場合など。

(避難所には備蓄されていません。)

● 風水害と地震時は違います

- 風水害時の避難所 → 市職員が開設してくれます。
- 地震時の避難所 → 発災 1 時間後に、市の現地配備員、施設管理者、自主防災組織役員(指定避難所担当者)が集合・打ち合わせ、建屋(体育館など)を点検して開設します。

● 三島市総合防災マップを見よう

以前、市内の全世帯に配布されました。保存されていますか？

総合防災マップには全種類のハザードマップや詳細な防災情報が掲載されています。手元に置いておいてください。

三島市ホームページからも入手できます：



《 わが家の防災メモ 》

地震が起きたら	
<input type="checkbox"/>	とにかく身を守る
揺れがおさまったら	
<input type="checkbox"/>	コンロの火を消す
<input type="checkbox"/>	避難経路の確保
避難が必要な時は	
<input type="checkbox"/>	持ち出し品準備
<input type="checkbox"/>	持ち出しリュック (着替え・食料など2日分)
<input type="checkbox"/>	貴重品
<input type="checkbox"/>	薬・お薬手帳
<input type="checkbox"/>	

多呂の指定避難場所	
水害の時	三島南高等学校 (向山小学校への 避難も可能)
地震の時	中郷中学校

家族の集合場所(離れ離れの時)	
①	
②	

家を出る前に	
<input type="checkbox"/>	ガスの元栓を閉める
<input type="checkbox"/>	ブレーカーを切る

家族の安否確認方法			
<input type="checkbox"/>	通常の電話・LINE・SNS・メール	<input type="checkbox"/>	他の連絡方法
<input type="checkbox"/>	災害用伝言ダイヤル(171)		・
<input type="checkbox"/>	災害用伝言板(web171)		・

《 家族の基本情報 》

名前		
電 話	携帯	
	勤務先	
生年月日		
持病 (血液型)		()

名前		
電 話	携帯	
	勤務先	
生年月日		
持病 (血液型)		()

名前		
電 話	携帯	
	勤務先	
生年月日		
持病 (血液型)		()

名前		
電 話	携帯	
	勤務先	
生年月日		
持病 (血液型)		()

名前		
電 話	携帯	
	勤務先	
生年月日		
持病 (血液型)		()

名前		
電 話	携帯	
	勤務先	
生年月日		
持病 (血液型)		()